

第百二回国会 農 林 水 産 委 員 会 議 録 第 十 七 号

昭和六十年五月十四日(火曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 今井 勇君

理事 島村 宜伸君

理事 玉沢徳一郎君

理事 武田 一夫君

理事 大石 千八君

理事 太田 誠一君

理事 鈴木 宗男君

理事 月原 茂皓君

理事 羽田 孜君

理事 山崎平八郎君

理事 上西 和郎君

理事 新村 源雄君

理事 駒谷 明君

理事 吉浦 忠治君

理事 津川 武一君

出席國務大臣

農林水産大臣 佐藤 守良君

出席政府委員

農林水産大臣官房長 田中 宏尚君

農林水産省經濟局長 後藤 康夫君

農林水産省構造改善局長 井上 喜一君

農林水産省農畜園芸局長 関谷 俊作君

水産庁次長 斉藤 達夫君

委員外の出席者

厚生省健康政策局指導課長 谷 修一君

厚生省年金局企画課長 渡辺 修君

農林水産委員会調査室長 門口 良次君

委員の異動
五月十三日
辞任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

同日 補欠選任 吉浦 忠治君

同日 補欠選任 大久保直彦君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六十一号)

○今井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹内猛君。

○竹内(猛)委員 農業者年金基金法の一部を改正する法律案に関連して質問をいたします。

まず最初に、現在実施されている基金法がどういう成果をもたらしているかということについて、若干さかのぼって質問をします。

今改正されようとしている農業者年金基金法は、その成立の経過をたどってみると、私たちの

立場からすると、極めてこれは不幸な経過をたどっているということを言わざるを得ない。という

のは、昭和四十二年一月の総選挙に際して当時の佐藤総理大臣は、我が日本社会党の農民にも年金をという主張に対して、農業者にも恩給をという公約をされたのです。その公約に基づいてそれぞれ

の省庁に研究会が持たれて、その結果として、政府は、老後の保障の拡充を図ること、農業の構造改善政策を推進すること、農業経営移譲を促進

して農業の経営の若返りをしよう、こういうことを中心とした政策年金としてこれを位置づけられ

ております。したがって、農業者年金基金法案は第六十三国会に提出をされましたが、これは当初

から、我が党が提出をした日本国憲法の国民の生存権の保障の理念に基づく人間を中心とした農民年金とは対立したものであった。しかし、社会党

案は審議未了になり、現在政府の出している案が成立をして今日に至っております。

これは十四年間の間に七回という改正を加えてまいりましたが、この政策年金の成果は、今日実際の農業の中で、当初予想されたような形になっていないのか、どこかに欠陥があるのか、それとも成功をしているのか、こういう問題について説明をしてもらいたい。

○井上(豊)政府委員 お答えいたします。

農業者年金制度は、今御指摘のように政策年金として発足したわけでございまして、その目的といたしましては、農業経営の細分化防止あるいは中核農家の規模拡大、経営主の若返り、こういうことを目的としたものでございまして、四十六年の制度発足以来の経過を見ますと、おおむねこういう目的に沿いました効果を上げてきていて、若干さかのぼって申し上げます。

例えば、細分化防止につきまして、後継者移譲について見ますと、最近の状況は後継者の一括移

譲の割合が、四十六年一五十年に対する五十二年一五十五年という対比で見まして、四十六年一五十年の六六・五%に對して五十二年一五十五年の方は七八・一%というふうになり、一括移譲の割合が高まってきているわけでございまして。

また、若返り効果につきまして、制度発足前の昭和四十五年度においては、経営移譲を受けた年三十五歳未満を占めて六・六%と六・六%であったものが、制度発足後、五十二年から五十八年度では八二・八%というふうになり、かなりの若返り効果も出てきているわけでございまして。

また、経営規模の拡大効果につきまして、第三者移譲について見ますと、これは都府県と北海道の北の方とは違いますが、都府県等と比べてみると、最近年で見ますと、譲り受け前の面積が一人当たり一・八五ヘクタール、これが二・四五ヘクタールというふうになり譲り受け後の平均面積が変わつてきているわけでございまして。また、後継者移譲の場合の移譲を受けた者の経営規模の移譲後の動向を見ましても、かなり経営規模を拡大してきているという傾向がうかがえるわけでございまして、細分化防止から、さらに経営規模拡大への足がかりになつてきているというふうにご

えらるわけでございまして。

無論、年金制度でございまして、受け取る年金を通じてそれが農業者の老後保障の役割も果たしているという面も当然あるわけでござい

ますが、問題点といたしましては、経営を移譲する先の後継者の形態というのが当初の予定とはかなり変わつて、被用者年金に入つて、いわゆるサラリーマン農家と言つていいかと思ひますが、そういう農家に対する移譲の割合がかなりふえてきている、こういうような問題があるわけでござい

ます。

○竹内(猛)委員 今お話を聞いてみると、日本の

第一類第八号 農林水産委員会議録第十七号

昭和六十年五月十四日

第一類第八号

農林水産委員会議録第十七号

昭和六十年五月十四日

第一類第八号

農林水産委員会議録第十七号

昭和六十年五月十四日

第一類第八号

農林水産委員会議録第十七号

昭和六十年五月十四日

第一類第八号

農林水産委員会議録第十七号

昭和六十年五月十四日

第一類第八号

農林水産委員会議録第十七号

昭和六十年五月十四日

第一類第八号

農林水産委員会議録第十七号

昭和六十年五月十四日

第一類第八号

農林水産委員会議録第十七号

昭和六十年五月十四日

第一類第八号

農林水産委員会議録第十七号

昭和六十年五月十四日

第一類第八号

農林水産委員会議録第十七号

昭和六十年五月十四日

農業はバラ色でまことに結構なようなお話ですが、現実はどうもそうではない。これははっきり言つて、例えば今農村で一番困っているのは、嫁が来ないということが言われている。私は今から十二年前に、この同じ場所である当時の櫻内農林大臣に、自分の家の娘は農村に嫁にやりたくないが、自分の家には嫁を欲しい、こういうことについて一体どこに問題があるのだという質問をしたけれども、このことがいまだに解決をしていない状態なのです。

そういうような状態を考えたときに、その一つだけでも、今や深刻な嫁不足というものがあつた。もし本当に農業に将来魅力があり希望があるなら、自分の子供も農業に嫁にやりたいし、自分の農家には問題なしに嫁が来るということになるはずだけれども、依然として変わっていないところを見ると、それはそういうわけにはいかない。制度があるから制度に対して若干従う者があつたとしても、これは大いに問題があると言わざるを得ない。こういう点について農林大臣の所感を聞きたい。

○佐藤内閣大臣 竹内先生にお答えいたします。現在、先生のおっしゃるような農業労働力の高齢化等が進んでいる中で、若者にとつて農業をどうして魅力あるものにするかということが一番大きな問題でございます。私はいろいろ意見があると思ひますが、農業の体質強化を図るとともに農村社会の活性化を進めることが大切である、こう思っております。

そんなことで、私は三つの施策を中心にこれから農政を進めていきたい、このように考えております。その一つは、技術や経営能力のすぐれた中核農家の育成や需要の動向に応じた生産の再編成等によりまして、生産性が高く、土台のしっかりした農業の実現に努める、二番目は、二十一世紀に向けてバイオテクノロジーや情報技術などの先端技術の開発、活用を力を入れる、三番目は、農業に携わる方々が意欲と生きがいを持てるように活力ある村づくりを進めていきたい、このよう

に考えております。

○竹内(猛)委員 これからの問題としてはそういうふうな方向づけをされているけれども、現在の農業というのはそういう状態の一手前にあつて、やはり深刻な危機にあると言わざるを得ないと思うのです。

そこで、農業の日本における産業構造の中で果たす役割というものは、一つは食糧を生産するところの安全保障であり、それから治水治水という面からすれば国土の保全という重要な役割であり、それから環境の浄化という立場からすれば、緑を培養して空気を浄化しながら、同時に自然を保ちながら観光にも寄与する、農業にはこういうような重要な役割があるわけです。それを保持し継続していくものは人間ですから、その人間がだんだん若い者がいなくなつてしまふ状態というのは実に恐ろしいことだと思ふ。

私はここで、年金の組み立てとか仕組み等についてはまたいずれ各委員から細かい質疑があると思ひますが、大筋として、家で言えば土台ですね、土台をしっかりとしなければその上にどんないい組み立てをしてもだめだから、その土台の問題、つまり農業そのものがしっかりといかなくてはならないという立場から、なお質疑をしなければならぬ問題がたくさんあります。

すなわち、三十年代の段階では労働力が農村から工場に持ち去られていった。これは別に工業が伸びることを否定するわけじゃありませんが、そう

なつた。四十年代の段階では、今度は日本列島改造ということで優良な土地がつかれて、面積は余り変わりはなけれども、どちらかというと湿田であるとかやせ田であるとかそういうものが開発をされてきた。要するに質と量の関係から言えれば農地は劣悪な状態になつた。そういう中で、自給力というものをから言えれば依然として食糧そのものは三〇％台を低迷しておる。国会においては五十五年あるいは五十七年、五十八年というように何回か自給の問題あるいは外国の食糧の輸入については決議をしてきたにもかかわらず、依然とし

て自給体制は低迷をしておるだけではないに、五十年代に入ると米の生産調整を初めとしてすべての農畜産物が生産調整をしなければならぬ、こういう状態。六十年代に入れば自由化の風が吹いてきて、それこそ一千万トンの食糧を輸入しなければならぬというふうな話にもなりかねないほどの嵐が吹いているという状態は、日本農業としては大変な問題じゃないのか、こういうふうには思ふわけだ。

そういう中で、これから自分の子供はやはり農家に嫁にやりたいたい自分の家にも農家から嫁が欲しいという、農業というものを正しく受け継いでいく形がとられなければならないにもかかわらず、今大臣から三つの提案がありましたけれども、これはいずれも賛成です、そういうことについてだれも否定するわけじゃないが、それだけではないで、農業というものを丸裸で国際競争をさせるのではなく、農業については一定の保護とこの言葉はどうかかわりませんが、ともかく農業を大事にしていく、大切にしようという物の考え方というものがなければならぬと思う。この点についてはいかがですか。

○田中(宏尚)政府委員 食糧の安定供給なり安全保障、これが国民生活にとりましても欠くことのできないことであることはもちろんでございます。我々としたしましてもいろいろ施策を講じてきているわけでございますけれども、ただいま先生から御指摘ありましたように、このところ自給率というものが停滞をしておるわけでございます。その背景には、畜産物の消費の増加につれて輸入飼料がふえているというふうな事情もあるわけでございますけれども、何とかこれ以上の低下を防ぎ、それから潜在的な自給力を国全体として維持していきたいということで、先ほど大臣からお話がありましたような三つの政策の柱を立てまして、そういうものに全力投球をいたしてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○竹内(猛)委員 そこで、この六十五年の長期の展望というものを的中を見ると、例えばこの試算によると、全国平均で一農業集落当たりの総戸数は百八十二戸、その中で農家は二十九戸、非農家が百五十三戸、農家率が一五・八％というふうな形に計算をされているけれども、こういうふうな状態、もちろん東北とか北海道とか九州の場合にはそれよりも高い状態にあるけれども、農業というものは専業農家というものがほとんどなくなつてしまつて、兼業化してオール兼業、こういうふうな状態になつてしまつた。したがって、農業労働力というものが高齢者と女子、それから兼業という形で、三つの形態によつて農業が営まれているという事実については認めますか。

○田中(宏尚)政府委員 今御指摘がありましたように、兼業化、高齢化、それから女子労働への依存ということが農村社会において高まつてい

○竹内(猛)委員 そこで、この新規の就業者の状況を見ると、非常に心配なんです。五十九年の農業白書を見てもわかるように、新規学卒農業就業者は四千七百七人となつていて、それが一たんは他産業に就職して、親の高齢化等の関係で戻るといふ方向をとつてきている。そして三十四歳ころになると、他産業から離れて農業に就業者が年間二万人くらいいる、こういうような説明がされている。経営移譲年金は、そういう者から対象になつて始まるわけですが、年内に四千七百七人の新規卒業者、それに短大、大学の卒業を加えても千六百六十人、合計六千三百六十人と言われている。我が国の市町村の数は、三千三百二十を超えてる市町村がある。その市町村に連関をして、一市町村に対して新規高卒、短大、大学を入れても二名足らずの者しか残らないというこの事実というものは、これは寂しい状態ではないか、こう思ふけれども、どうですか。こういう状態は健全だと思われませんか。

○関谷政府委員 農業をこれからやっていただく農業後継者の問題のお尋ねでございますが、まさにお尋ねがございましたように、従来の新規学卒

者、これは四千七百人というような水準まで落ちているわけですが、一方、統計上から見ますと、今お話の中にもございました三十四歳以下の人で、一たんほかの産業に就職した後で農業に戻ってくる、こういう方が年間二万人ござい

ます。 こういう目から見ますと、従来後継者といつて私も考えておりました政策の着眼点としましては、新規学卒だけではなくてこういう方たちも含めましてこれからの農業後継者を求める、こういうような考え方に立つべきでございます。全体的に申しますと、今ございました二万人の方たちと、それからいわゆる狭い意味での新規学卒者、両方含めまして、かなり数字としては小さいわけ

でございますけれども、日本の農業のそれぞれ地域にありまして中核的な農家の担い手となりあるいは地域農業の担い手となる、こういう基幹的な方たちについては、新規学卒者なりあるいは三十四歳までに新しく就農される方なり、こういう方たちを中心にして日本農業の担い手を確保していく、こういう見方に立つてこれからの対策を考えていかなければいけないと存じております。

○竹内(猛)委員 私、茨城県なんかを見ると、北海道に次いで農業県と言われておりますが、特に私どもの地域は農業地域ですね。そこでは農業に残る新規学卒者というものは、普通の形の農業経営をやるのではなく、例えばビニールハウスとかあるいは花をつくるとか、非常に技術の高い、土地の生産性を求めるよりも資本の効率を求める、そして集約的な農業の形をとって単収を、単収というのは価格ですね、価格を高めていくという農業でありまして、これは農林水産省が期待をしているような、統計に上がってくるようなそういう農業のものでは必ずしもなくて、やはり都市の労働者の所得に対抗するような、そういう形で農業に従事しているところが多いですね。

その結果何が起るかという、例えばハウスの場合には、健康を著しく害します。それから物を

をつくっても、今度はよそにもそういうものをつくっている者があるから、市場の中では必ずしも思うように売れないものもある。かなり借金をしよっておるといふことも事実だ。恐らく今までの長期の展望の中にはそういうものはなかったと思うけれども、これはどうですか。その形態というものはいい形態だと思ふのか、それともこれはやっぱりどうも困るというふうに思ひますか。やむを得ないと思ふか、どうなんですか。

○関谷政府委員 私ども、これからの農業の担い手になる方たちのいわば農業への入り方の問題であらうかと思ひます。

確かに、お尋ねにございましたように、例えば後継者の方たちを主たる対象として頭に置いておられます農業改良資金の中の後継者育成資金、これには例えば部門活動資金というのがございまして、お父さんの経営の一部を担う、あるいは自分で新しい部門を始めるというような場合の資金を融資する、それから農林漁業金融公庫資金の総合施設資金もござい

ます。 これらを見ますと、やはり全体として比較的施設型農業のウェイトが高いわけですが、

これ自体、一つの施設型農業の生産物のいろんな需給の問題がございまして、反面、考えてみますと、そういう方たちが農業への定着をしていくというプロセスとしましては、まずそういうような、例えば比較的に入りやすい、資本を中心にして始められる農業の部門をお始めになつて、行く行くはいわゆる土地利用型の部門を父親の方から引き継いでいく、こういうような形で農業に定着していくというの、一つのプロセスとしてはかなり意味があるのではなからうか、こういう考え方に立つておりました、私ども、一概にそういう施設型農業から農業に入っていくということを否定するよりは、むしろ一つの段階としてはかなり意味のある入り方ではなからうかと考えております。

○竹内(猛)委員 官房長に伺いますけれども、農業の中にインテグレーション、土地をほとんど使

わない、金さえあれば何でもやるというような形のもの、今まで読み込んだことがあるかどうかというところが一つ。

それから、八〇年代の農政の展望並びに六十五年の見通しというふうなものが出てくるけれども、この水田利用再編対策というのは間もなく十年を迎える。現在、水田においてもあるいは鶏卵においても、ブローラーでもそうですが、酪農においても果樹においても、すべてが生産調整という段階にあるわけですね。国内においては生産調整をして、外国からは物が入ってくる、自給率は下がる。こういう中で農業の基本的な長期の展望、見通しというものを直す意思はあるかないか、これは非常に大事なことが、これについてどうですか。

○田中(宏尚)政府委員 最初のインテグレーションの点でございまして、中小家畜でございまして、それから特産物を中心にした施設園芸、こういうものについては若干そういう分野での広がりというものが従来から見られておるわけでございます。

それから、八〇年代の農政の展望なりあるいは昭和六十五年を見通しておきます長期見通し、これを見直すべきかどうかという御議論でございまして、けれども、特に具体的数字で示しております、六十五年度を目標年次としております長期見通しにつきましては、ミカンでございまして、かあるいは生糸、こういうものにつきましてはかなり現実と見通しの線とが乖離しておりますけれども、大宗を占めております米でありますとかあるいは酪農、こういうものにつきましてはおおむね基本的には長期見通しの趨勢線上に現在動いておるわけでございます。現時点で直ちに長期見通しを改定するといふような状況には必ずしもないのじゃないかと考えております。

しかし、先生からただいま御指摘ありましたように、水田利用再編対策もあと残すところ一年というふうな状況になってまいりましたし、それから、国全体といたしますと四全総への見直しとい

うような作業も進んでおりますので、従来描いてきた線と現実がどういふふうになっていくのかというところは、省内的に追跡しながらいろいろとチェックはしてまいりたいと考えております。

○竹内(猛)委員 土地を利用しない、金さえあれば何でもできるというふうな農業というのは問題なんです。やはり土地を利用し、そしてふん尿なりあるいははらなり、そういうものを地力に還元して、有機質を高めて地力を強くしていくという農業でなければいけない。ところが、最近では金さえあれば何でもやっていくというものがばっこ出てきている。こうなると、これは大問題ではないかというところで、これはやはり警告を発しなければならぬ問題がある。

それから、水田利用の問題についても、米が何といつても日本の農業では今まで主軸であった。その米が、最近では消費がやや伸びたようだけれども、いずれにしても、海外から日本に米を輸出しようというふうな声もないわけではない。そういう中で、この水田利用再編の問題に対して、せっかく土地改良をやつて米がとれるようになっておるわけでしょう。負担金は取るけれども、つく

るものはぐあいが悪い。えき用の米あるいは他用途米、いろいろ提案はあるけれども、なかなかこれがかうまいかない。 しかし、先ほどのバイオテクノロジーじゃないけれども、筑波研究学園における農林水産省の技術陣は、挙げて新しい品種のために努力をしている。こういう努力については非常に敬意を表するわけだが、それと農業者との一貫したものがなければ農業というものはやはりぐあいが悪くなつてしまふので、この点では、長期の見通しというものを対して官民一体となつた形でこれをつくつて、お互いに安心をして農業生産をやつていくようなそういう方向というものを考えていかなければ、農業者年金がどういふいい制度になつても、それを適用される農民がいなくなつたらこれはどうにもならない。被保険者がいなくなつて

しまうのだから、どうにもならないから、農業そのものの、自分の体を健康なものにする。

現在日本の農業というものは決して健康体じゃないと思うのですね。いろいろな意味でむしろ健康な状態に思えていく、このことが何よりも大事だと思ふけれども、この点についてはどうですか。

○田中(宏尚)政府委員 第一次産業は、先生御指摘のとおり、全体的に生態系の中で循環しながら地力を守りやうていくということが基本でございまして、全体としてどう調和がとれて発展をしていくかということが、土地なり人なり水なりあるいは景観、こういうものを含めまして地域全体での調和というものが必要なことは申すまでもないと思っております。

そして、その中で特に人の問題につきましては、先ほど来御議論がございますけれども、何といましても担い手というものがきちんとしておりませんと、農業のいろいろな施策を組み立てていってもきちんとはまいりませんので、そういうものにつきましては、先ほどから御指摘があるような方向につきまして我々といしまして十分意を用いてまいりたいと思っております。

○竹内(猛)委員 そういような観点から、六十五年並びに八〇年代の展望というものについて、これを一定の時期に見直しをしていくという考え方についてはどうですか、これははつきり言えませんか。

○田中(宏尚)政府委員 先ほどお答えしましたように、現時点で直ちに改定するという状況には必ずしもないと思っておりますけれども、いろいろとその問題点が出てき、それから、先々の四全総でございましてかあるいは水田利用再編対策の次期対策の組み立て、こういうものとも大きくかわり合っておりますので、事務的には、現実的なチェックなり追跡というものは日ごろから努めてまいりたいと思っております。

○竹内(猛)委員 これは大臣にも要請しますが、

やはりここで基本的ないろいろなものについて再検討する時期に来ていると思うのです。その際に、今までの中の誤ったとか誤らないとかいうことは別にしても、やはり現実に沿って、なるほどこれならひとつ頑張ろうじゃないかと言えるような、そういう方針、計画というものを立てるのが政治の本筋だと思ふのですね。そういうふうにとつ指導をしてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○佐藤国務大臣 先生にお答えいたしますが、今、官房長の申したとおりでございまして、特に大きく違つたのは、たしかミカンと生糸であつたと思ひます。

そんなことでございしますが、そういう点を踏まえて、今後、農産物についての需給動向とかあるいは農業構造や農村社会の変化など十分見きわめるとともに、四全総をこれから作成するわけですから、その辺の検討状況を踏まえながら慎重に判断していきたい、こう考えております。

○竹内(猛)委員 そういことを要請しながらこの年金の問題に入りましても、年金財政というものは、一体現在は健全なのか、それともうこれはどうにもならない方向に来ているのか、見直しはどうなのか。

現在、二十歳から三十九歳までの被保険者を見ると、二十から二十四歳の間に〇・三%、二十五から二十九歳が一・七%、三十から三十九歳が一・二・六%、これを合せても一五%に満たない状態でしょう。こういう状態であり、今度はその受ける方は、五十から五十四歳が二六%というようなことで、お年をとつた人が大変多くなつてきて金の財政は苦しくなつていく、それを切り抜けるためには、結局、被保険者から金を余計取るか、あるいは受給者のもらう分を値切るか、それともこの法律をやめてしまふか、この三つしか道はないでしよう。そのどの道をとるのです。

○井上(喜)政府委員 年金財政の状況についてのお尋ねでございしますが、六十年代末ではお

おむね六千億円ぐらゐの資産が残る予定になつてございします。今回、年金制度を改正いたしまして、給付と負担の適正化を図る、年金財政の健全化を図る、こういうことになっておりますが、この改正後の年金財政の見通しをいたしましては、昭和六十二年度末には単年度収支が赤字となりまして、この結果、ただいま申し上げました積み立てられました資産が漸次減少していく、こういうふうになるわけでございます。

今回の改正につきましては、保険料につきましては、六十二年度から、六十二年度を含めまして五年間の保険料を定めるといふことになつておりますが、今後の年金財政を安定させていく、健全化させていくためにはどのようなしていくかということが今後の検討課題として残るわけでございまして、省内に農業者年金の研究会も設置してございします。そういう研究会にも諮りながら、今後の農業者年金財政を安定化していくための方策について真剣に検討してまいりたい、このように考える次第でございします。

○竹内(猛)委員 私が質問したのは、被保険者は少なくなる、それから受ける方は多くなる、そこでこれは金もたなくなるのじゃないかというのとだから、結局、被保険者から余計金を取るのか、それとも受給者に対して値切るのか、それとも抜本的に法を改正して改めていくのかという三つの道のどれをとるかということをお言つたわけですが、そうしたら、研究会をつくつてやるといふことはそれだけでも、研究会をつくるというのとは、それは役所がやることですからいいけれども、もう一方にどういふふうにしていったら安心をしてこの制度が持続をしていくのかどうかということに對する答えにはちよつと遠いのではないかなと思ふけれども、それはどうです。もう少しわかりやすく答えてください。

○井上(喜)政府委員 農業者年金の加入状況を見ますと、確かに現在は加入者が減少してきています傾向がございしますが、これにつきましては、制度の充足のときかなり高齢者の農業者の加入を認めてきた、こういうことにも原因があるわけでございます。

今後の加入の見通しをいたしましては、加入者——加入者というのは被保険者でございしますが、それと年金を受ける、受給権者と言ひますが、それとの関係を見ますと、現在の状況が必ずしもそのまま続くというわけではございせん、だんだんと加入者が減りまして受給者がふえるという傾向が当分は続きますけれども、またある時点からはその数が逆転をしてくる、こういう見通しもあるわけでございまして、そういう状況を踏まえながら、給付と負担の関係をどのようにしていくかという点等につきまして基本的に検討していく必要があるだろう、こういうことをお答えした次第でございします。

○竹内(猛)委員 時間の関係から先の方へ行きますが、五十九年の三月現在で、被保険者の総数が九十二万六千七百七十六人中、当然加入者が六十五万一千三百九十四人となり、任意加入者というものが二十七万四千七百八十二人、三分の二と三分の一という関係になるのですね。どうしても若い人というか、任意加入との関係がこういうふうな形になつていて、こういうものを何とか加入させるといふ方向、これについてはどういふ努力をしようとしておりますか。

○井上(喜)政府委員 年金財政を健全化していくためには加入者を増加させていくということが重要でございしますが、とりわけ若い人の加入を促進していくことが重要でございします。従来、パンフレットでありますとか各種の広報誌、放送等を通じて加入促進のPRをやつてきたわけでございしますけれども、今後ともこういったことは続けていく必要があると思ひますが、特に経営移譲を受けました後継者でありまして未加入の者がかなりございします。そういった者、それから年金受給資格との関係で早急に加入手続を必要とする者がございしますが、そういう農業者に重点を置きまして、未加入者あてに加入の要請文書を送付する

等、強力に加入を勧めていく、あるいは後継者に
対しまして、特に若齢後継者でございますけれど
も、保険料の割引制度というものがございますの
で、そういう趣旨の徹底等を通じて加入促進
に努力をしていく考えでございます。

なお、最近の状況を申し上げますと、五十七年
には二万六千人、五十八年には二万九千人、五十
九年度には三万人と増加の傾向にあるわけでござ
います。また、未加入者につきましても、こうい
う傾向を反映いたしまして漸次減少をしてきてい
るという状況でございます。

○竹内(猛)委員 なかなか厳しい状況であること
は間違いないのですから、これはしつかりしてい
かないと、やがて思わざる事態にならないとも限
らないから、大いに注意をしておきたいと思うの
です。

そこで、次には空期間の問題です。十四年目に
この空期間について取り上げている。農協の組合
長とかそういう公職についている者に空期間を与
えたということについては、今ごろになってから
なぜそういう問題を出してきたのか、これはどう
いうことですか。

○井上(喜)政府委員 御指摘のように、制度発足
後十四年という時期に、農協の組合長等につつま
して、その役員に就任した期間を空期間として通
算するという措置を講ずることにしたわけでござ
います。これは制度の発足当初は非常に厳格に
制度を考えまして、この通算措置をしなかつたわ
けでございすけれども、制度の発足後、関係者
から非常に強い要望もあつたわけでございます。
また、農協の組合長等につきましては、自分が進
んで就任するということがなしに、持ち回りの
といひますか、あるいは周囲から推されまして組
合長に就任するというようなケースもございま
す。また、そのことがその地域の農林漁業に非常
に大きな影響があるという場合もあるかと思
います。

そういうことを勘案いたしまして、今回、常勤
役員に就任しました期間につきまして空期間とし

て農業者年金の期間と通算する措置を講じた次第
でございます。

○竹内(猛)委員 それだけのことを心配するな
ら、もう一つ心配してもらわなければならない問
題があるのですね。農業の中心の労働力——労働
力という言葉をちよつと悪いですが、働く人が高
齢者と婦人と兼業の方々、なかなか婦人の働き
というものは農業の中の主体、中心ですね。そ
で、不幸にして御主人がお亡くなりになった場
合に、実際に働いている婦人には何の権限も与えら
れない。国際婦人年と言ひ、あるいは男女の機会
均等、あるいは人権を尊重する、憲法の中にも個
人の人格は尊重されなければならない、こういう
ふうになつてゐるのに、それは確かに年金とい
うのはその人間に属するということはわかるけれ
ども、組合長にこれだけの手当をするなら、この
問題になぜ一体触れないのか。どうして触れない
のですか。

○井上(喜)政府委員 ただいまの問題につつま
しても、従来から何回となしにそういう問題が提起
されてきたということは承知をしております。で
ございますが、何分農業者年金制度といひますのは
政策年金の制度として仕組まれてゐるわけでござ
いますので、やはり土地の名義を、所有権なり使
用収益権の名義を持った人というのが中心になら
ざるを得ないのでございます。かてて加えまし
て、年金制度におきましては、年金の受給の権利
でございすとかあるいは保険料を支払う権利とい
うのは一身専属的な性格を有するということ
で、どうしても、例えば経営主が亡くなりまして
その配偶者がそういった地位を承継するというの
ができないわけでございす。これは年金制度そ
のもののから来るものと考えてゐるわけでござい
ます。

そういう要望もございまして、今回の改正にお
きましては死亡一時金の支払い対象を拡大いたし
まして、経営移譲年金を受給いたしました後に死
亡した場合におきましても、死亡時までの年金の
受給総額が保険料納付期間に応じまして定められ

ております一定の額未満であるときにはその差額
を遺族に支給をする、こういった措置をとつたわ
けでございす。

○竹内(猛)委員 これはどうしても基本的に、実
際働いてゐる御婦人に対してやはり報いていくた
めにも、それに沿つたような取り扱いをしなけれ
ば、農協の組合長やそういうものについてはす
その空期間というものをうまいことにしてやるけ
れども、実際の経営している者に対してこれは
愛情のないやり方だと思ふ。だから、この問題は
一つの課題にしておきます。

これはひとつ大臣もよくこの問題については胸
に置いてもらいたい。大臣どうです。ちよつと一
言。

○佐藤國務大臣 先生にお答えします。

今、先生のお話を聞いておまして、ごもつと
もな気もいたします。そんなこともありまして、
といつて非常に難しいというのは局長の答えた
とおりでございす。けれども、やはり将来の検討
課題として検討すべきもの一つだ。こんな認識
のもとに検討させますから、よろしくお願いいた
します。

○竹内(猛)委員 これで農林水産省に対する質疑
は、一応その点では私の分は終わります。

次に、厚生省にお伺ひしますが、「中毒一一〇
番」という問題が今テレビやラジオや新聞で話題
になつてゐる。特に筑波大学の内藤教授が四月十
三日に今まで三年半やつてきた「中毒一一〇番」
を財政上の都合でやめるといふことを公表して以
来、その教室に電話が随分かかつてきておりま
す。私も関係者がおりまして、ぜひこの問題につ
いては厚生省に要請をしておきたいし、同時に
主たる問題は農業に関する中毒が非常に多い、こ
ういふ話も出ております。私の茨城県は、余り自
慢じゃないけれども農薬中毒の日本一だ、栃木
県、群馬県もこれに次いで多い、鹿児島も多いと
いうことでありますから、ここで、余り自慢では
ありませんが、この点についてはやはりただして

おく必要がある。

内藤教授は何人かの先生と一緒にたつてこの問
題を取り上げてきて、それで薬剤師をボランティア
として二十四時間の、徹夜の電話を受け答えを
してきた。これは国内だけではなしに外国からも
問い合わせがある、こういう問題であります。こ
れについて、医療問題として、病人として取り扱
うことになしに、情報活動が非常に大事だとい
うことで、この情報活動を中心にしてこの問題につ
いては活動してきたという経過がある。

そこで、この間厚生省の方のお話をテレビで
見ていると、たしか五月十一日だと思ひましたが、
これに関する研究会を開いて、そこでいろいろ話
をした中で、大阪と筑波の二カ所に財団法人をつ
くつていく、こういうような発表がありました。
このことについて、読売新聞だと思ひましたが、
新聞に出されたような形で本当に厚生省が取り扱
われるのか、それともこれは一つの仮定であるの
かどうか、これについてひとつ厚生省の方か
ら答えをいただきたい。

○谷説明員 中毒情報センター、「中毒一一〇番」
のことについてお答えをさせていただきます。

中毒情報センターにつきましては、かねてか
ら、先生御承知のように救急医学会を中心にして
こういうものをつくらうという動きがあつたわけ
でございす。私も厚生省をいたしまして、どう
いう形でこういうことをやうたらいまして、どう
うなことにつきまして研究をしていただいており
ました。その研究の過程の中で、今お話がござい
ました筑波大学それから大阪大学、この二カ所に
おいてパイロットスタディーと申しますか、実験
的に実際やつていただいていたわけでございま
す。

一方、今お話がございました筑波大学の内藤教
授が続けておられました「中毒一一〇番」とい
うものがいろいろな事情で四月の初めに中止をせ
ざるを得なかつたというふうなこともあつたわけ
でございす。先ほど申し上げましたように、こ

の研究班の報告をいたしました。やはり二十四時間体制で情報のサービスが行えるような中毒情報センターというものをつくるべきだという結論が出されまして、救急医学会を中心といたしまして、財団をつくってこういうことをやろうということで、昨年の暮れから具体的な準備を進めていたわけでございます。

一方、先ほど申しましたように、内藤教授のところが中止になったというように、この準備を急ぐというふうなことで、先般五月の十一日に、厚生省におきましてその設立のための準備打合せと申しますか準備会と申しますか、そういうものを行いました。その結果、一応この情報サービスを行う場所といたしましては茨城県及び大阪府内の二カ所でもってやろう、それからもう一点は、そういうことを前提にいたしまして大阪大学、筑波大学、それから茨城県、大阪府等関係機関の協力を要請していただくというふうなことで一応決定をいたしましたわけでございます。

○竹内(猛)委員 その経過については大変ありがたいことだと思っておりますが、問題は、予算はどの程度の組み方をしているのか。一つの情報、中毒の情報、その問題を処理するためには、少なくとも一人の医者が徹夜をしてつきつかりでいなければならないという形になると、かなりの費用がかかる。三百六十五日ともかくいろいろな連絡が入ってくるわけですから、そういう点について予算の規模、財団法人の規模というのはどうなるか、それをちょっと……

○谷説明員 それでは、具体的な点についてのお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、基本的にはそういったような方向でいこうというところで、具体的にどういう規模にするか、どういう事業計画と申しますか、そういうようなことにつきましては、先般お集まりいただいた関係者の中で至急詰めて事業規模等を検討していく、詰めていくというふうな段階でございます。

したがって、今おっしゃいました予算の問題、それから医者の確保あるいは薬剤師さんの確保というふうなことにつきましても、関係大学等の協力を得て進めていくということで、具体的にこれからは至急詰めるというふうな段階でございます。

保というふうなことにつきましても、関係大学等の協力を得て進めていくということで、具体的にこれからは至急詰めるというふうな段階でございます。

○竹内(猛)委員 農業者年金基金の問題も、一部改正に伴って、私は主として農業が持つて居る基本的な問題を中心に基金の中で心配される部分について質問をしましたが、なお、この問題についてはいろいろと難しい問題が内包されていると思えます。特に、この日本の農業の将来をどういうふうに見て、食糧自給を確保しながら、若い農業労働力を求めながら、そして魅力のある農業にしていこうかという点については、これは大それたことだと思ふ。そのことがなしにはこの年金というものは将来余り有望性がない、こういうふうにも考えられますから、この点はこれから十分に討議があると思ひますが、官房を初めとしてそれぞれの機関で頑張つてほしい、こういうふうなことを要望するし、厚生省に対しては、その大阪と筑波に対して救急医療の関係から「中毒一〇番」についての努力をしていることはよくわかりますが、ともかく情報活動というもののなかでせつかくここ三、四年半やってきた、その皆さんの熱意が挫折をしないように前向きに取り上げてもらいたい、このことを要望して、終わります。

○今井委員長 次に、水谷弘君。
○水谷委員 公明党の水谷弘でございます。農業者年金基金法の一部を改正する法律案について順次御質問をいたします。

初めに大臣にお伺いをいたします。
本法の制定の経過を振り返るまでもなく、農業者年金制度は、厚生年金等のいわゆる被用者年金との均衡に留意した老後保障の拡充を図るとともに、構造政策の推進、すなわち経営移譲を促進し、農業経営の規模拡大や経営の若返りに資するとの二つの要請にこたえる制度として、昭和四十六年一月から業務が開始されたものであります。

以来、七回にわたり法改正が実施され、今日を迎えたわけですが、今回の本法の改正は、

厚生年金等の公的年金制度の抜本的改正に準拠して対応するため、また本年年金制度自体が内包する各種問題の解決を図ろうとするものとされております。

具体的改正の骨子は、第一に、被保険者の資格、第二に、農業協同組合等の常勤の役員に選挙または選任された者についての受給資格期間通算措置、第三は、年金の給付水準の改定、第四は、農業者老齢年金の支給要件の改正、第五は、死亡一時金の支給対象の拡大等、第六は、国庫補助の改定、第七は、厚生年金の適用事業所の範囲の拡大に伴い農業者年金の被保険者の資格を喪失した者に係る措置、第八は、保険料の改定、第九、その他となっております。ある程度前進が見られる部分もありますが、農業者の皆様からは大きな不満の声が聞こえるところであります。

一方では、今回の改正に対して国民年金審議会の意見書と社会保障制度審議会の答申が出されておりますが、いずれも厳しい指摘がなされております。特に社会保障制度審議会の答申では、次のように意見が記されております。

本制度については、本審議会は、これまで繰り返し社会保障制度としての在り方からみて疑念を述べるとともに、年金財政の確立を強く求めてきた。特に、昭和五十六年の答申においては、近い将来、年金財政上ゆゆしい事態が生ずることは必至であるとして、制度の抜本的検討を要請したところである。しかるに、その後見るべき対応がなされないまま今日に至り、他の公的年金制度を大きく超える国庫負担を投入しても年金財政の確立は望み得ない状態にある。

よって、早急に本制度の趣旨、目的にまでさかのぼって、根本的な検討を行うことを強く要望する。

政府は、農業者の皆さん方の立場、そしてまたそれ以外の国民の立場、これらの問題を総合して、今後どのような基本的な態度で農業者年金の方向づけを行うおとされるか、そしてまた、国民の合意を得られるような明確な対応の中で、今日まで農業者が強くこの前進と発展を望んできた本制度の存続について具体的にどう取り組んでいかれるか。これは本改正に際して最も重要なこととして、大臣にその決意をお伺いをしておきたいと思ふのであります。

○佐藤国務大臣 水谷先生にお答えいたします。先生がおっしゃいました、昭和四十六年に創設されたから今日までの経緯、特に七回法改正したのはそのとおりであります。また、社会保障制度審議会の答申等は先生方の御指摘のとおりでございますが、これは年金財政を健全に維持していくためには制度のあり方について抜本的な検討を行う必要があるという趣旨であると考へております。

そんなことで、我が省といたしましても、給付と負担のあり方、経営移譲年金の支給開始年齢等の制度の基本的枠組みに係る問題等について、今後、部内に設けられてある研究会等の場において検討を行うこととしております。

○水谷委員 大臣の、検討を行うこととしておりますというふうなことに伺ひしたのではないわけでありまして、この農業者年金制度は、農民の恩給を何とか支給を、長期間にわたって大変な仕事をなさつてこられた農業者の方々が退職金もない、老後の保障もほとんどない中で、ぜひともこれは必要であるというところで今日まで来ているわけでありまして、私は、この給付と負担のあり方の検討とか、経営移譲のあり方とか、また支給年齢のあり方とかというものでなくてはなくて、将来にわたって厚生年金等の被用者年金に劣らないしつかりとした資格は存続をしていく決意であるかどうか、こういうことについてお尋ねをしたわけでありまして、もう一度大臣の御決心を聞かせていただきたいと思います。

○佐藤国務大臣 お答えいたします。先ほど申し上げましたとおりであります。基本的に年金制度を長期に安定させるという立場で、実は今後とも進めたい。その意味におきまして、

私が先ほど言ったことでございますが、給付と負担のあり方とか、あるいは経営移譲年金の支給開始年齢等の制度の基本的枠組みに係る問題等について、そんな方向で部内に設けられている研究会の場において検討したい、こういうことを申し上げたわけであります。

○水谷委員 抜本的な検討の中で、決して現在の給付水準や基本的な経営移譲のあり方等についての後退がないようにひとつしつかりお取り組みをいただきたい、このように申し上げておきます。

次に、今回の改正で、発足以来農業者の皆さん方から、関係方面から非常に強い要請がございまして、種々論議がされてまいりました何点かの問題がございまして。

経営移譲年金の受給後死亡した場合、その受給権を配偶者に継承する措置を講ずるべきではないか、いわゆる遺族年金制度の創設であります。

それから二番目として、農業に専従する主婦等の年金への加入。五十九年一月一日現在の農林水産省の統計情報部のデータによりますと、農業専従者は女子だけという戸数が全国で三十九万六千五百戸、その中でいわゆるこの農業者年金の当然加入の対象になるような、面積的な要件で対象になるような農業専従者が女子だけという戸数が二十九万四千三百戸、こう出ております。そういう実態の上からも、農業に専従する主婦等が農業者年金に加入できる道を講ずるべきである。

それから三番目として、被保険者期間中に死亡した場合における当該被保険者期間の配偶者への継承、すなわち被保険者が六十歳前に死亡した場合、その被保険者資格を配偶者に継承する措置を講ずるべきだ、こういう問題。

それから第四として、経営移譲の要件の緩和。娘婿や嫁、この方々を直系卑属並みに扱え。

さらに五番目として、後継者の農業従事要件の緩和。後継者移譲の場合の要件、引き続き三年以上の農業従事というのを廃止すべきではないか。

そのほかにも、後継者移譲、第三者移譲に対す

る自留地の面積の拡大等々、各種の問題点が今日まで提起されてきたわけでありまして。

今回の改正の中でかなり前進をした部分がございます、従来からの要求を取り入れていくわけでありまして、これらの問題点について今回の改正の中で盛り込めなかった理由について伺いたいと思います。

○井上(喜)政府委員 幾つか提起されました問題につきまして、順次お答えしてまいります。

まず、遺族年金の創設関係でございますが、これは既に御指摘のように、農業者年金といえますのは構造改善に資するという見地から国民年金の付加年金として仕組まれているものでございまして。そういうことで、農業者の配偶者の老後保障は国民年金によって行うということでございます。農業者年金に遺族年金をさらに仕組んでいくということとは非常に難しいわけがございます。こういうことで今回の改正にもそういうような仕組みはしなかつたわけでございますが、ただ、農業団体等の強い要請を受けて、死亡一時金の支給対象を拡大いたしまして、経営移譲年金を受給した後に死亡した場合におきましても、死亡時までの受給総額が保険料納付期間に充てて定められました一定の額未満であるような場合には、その差額を遺族に支給するというような措置を講じた次第でございます。

次に、農業に専従します主婦等の年金への加入でございますが、これも、政策年金として仕組まれております、特に経営主たる地権者と後継者が対象になっておるといふことでございまして、事実上働いておられます主婦でございまして、地権者でない主婦が加入するということにつきましては、この制度の基本にかかわる問題でございまして困難でございます。

ただ、妻が、御婦人が夫から使用収益権の設定を受けておられる農業者年金に加入する道がたいま開かれておられます、これも御案内のとおりだと思っております、婦人の加入者数は五十九年三月末で三万六千九百五十三名となっております、土地

につきまして一定の権利を持って経営しております御婦人については、こういった加入の道が開かれておるといふことでございまして。

それから、農業者が被保険者期間中に死亡いたしました場合における当該被保険者期間の配偶者への承継の問題でございますが、これにつきましても、先ほど竹内委員にお答えいたしましたように、保険料納付といえますのはその者の一身専属的な性格を有するものでございまして、夫婦といえども譲り渡すことはできないというものでございまして。そういうことでございまして、農業者年金制度におきましても新しい経営主となります配偶者が前経営主の加入期間を承継するというのは困難でございますが、ただ、その被保険者の死亡一時金につきましてはその遺族に支給されるという措置がとられるわけでございまして。

それから、配偶者、後継者の嫁、娘婿を後継者移譲の直系卑属と同様に扱うということでございますけれども、これにつきましましては、そのように直系卑属というように扱えることができないわけでございます。特に経営移譲者の配偶者につきましては、農業経営者の若返りという政策目的からいいますと問題があるかと思っております。娘婿、嫁といった直系卑属の配偶者につきましては、これは農村の実態から見ますと、直系卑属の親から経営を受け継ぐというふうなそういう蓋然性といえます可能性が低いわけでございまして、現行制度どおり、こういった人々を経営移譲者の直系卑属並みに扱うことはできないといえます。その必要はないと考えております。

それから、後継者の農業従事要件の緩和でありまして、後継者移譲の相手方は、近代的な農業経営を引き続き行う意思と能力を備えているということを判断する必要があると、引き続き三年以上農業経営に従事しているというのを要件にしたわけでございます。これは制度的には租税特別措置法におきます生前一括贈与の場合の納税猶予の特例措置が認められる場合の要件と整合しているわけ

でございます。

もつとも、この三年といえましても、大学あるいは高等学校の農業に係る学費を学んでいる場合にはそうした期間も通算できます、また、生徒とか給与所得者が農繁期、休祭日だけに農業に従事しているといった場合におきましてもこの全期間を含めて差し支えない、こういうような運用をしているわけでございまして、こういう実態からいいますれば、かなり弾力的な運用をしていると考えられるわけでございまして。

何分、農業の場合は土地条件とか気象条件等の自然条件によって左右されるところが非常に多いわけでございまして。引き続き農業経営をやっているためには、やはり最低三年くらいはそういった経験といえますが、引き続き農業をやっている経験が必要ではないかというところでございまして、今回の改正につきましても従来どおりの扱いにして改正をいたさなかつたわけでございまして。

また、自留地等につきましても、現在第三者移譲の場合に自留地十アールを残すことができるようになっておりますけれども、制度の運用を見ますと、自留地を残す経営は大ざっぱに言いますと半分ぐらいのようございまして、またその面積も平均いたしまして十アールを切っているというふうな状況でございまして。また、後継者移譲の場合には、移譲いたしましたその土地について作業、手伝い等が事実上できるわけでございまして、この自留地については現行制度のままでよろしいのではないかと、このように考えている次第でございます。

○水谷委員 今お答えをいただきましたけれども、大変厳しいお答えのようでございますが、農業者年金は人、個人個人が対象であります。しかし、農業というものは家であり、またその労働形態も家族全体が農業に従事していく、こういう形態がある。こういう一つの、家というものを本當に融合性のあるものにして、この年金全体が農業の発展のために下支えになっているという、そういう機能をしっかりと留意をされて、今後につ

いてお答えがございましたけれども、これはこの農業者年金制度に対する前進に向かって取り入れていかなければならぬ問題だ、大いに努力をしてこの声にこたえていくべきである、私はこのように考えておられるわけでありまして、どうかひとつ農水省としてもこれらの声にしっかりと耳を傾けて対応していただきたい、このように申し上げておきます。

次に、農業者年金が老後保障と同時に、政策年金として農業の近代化それから若返り、さらには規模拡大、いろいろな問題で政策目的を果たすためにも大きな役割を与えられているわけでありまして、その目的を今日においてどのように果たしてきたか、このことについて伺いたいと思っております。

それからまた、それらがなかなか目的を達成できないのはどういうところに一体問題点があるのか、その点についての農水省の見解をただしておきたいと思っております。

○井上喜政府委員 農業者年金の果たしてきました役割でございますが、まず、後継者移譲の役割といたしまして細分化防止効果があると思っております。

特に、最近農村社会におきまして兼業化でありましてか混住化というのが進みまして、農地の資産価値、農地価格が非常に上がっております。そういう意味におきまして農地の細分化あるいは権利の分散化の危険があるわけでございますが、後継者移譲は一括移譲ということとを条件にしておりますので、こういう点から細分化の歯止め効果はあるというふうに思いますが、かつまた、経営移譲をいたしました先の経営を調査してみますと、さらに経営移譲を受けました面積以上の面積の経営を行っているというような状況でございます。そういう意味におきまして、構造政策推進のための前提条件をつくり出しているのじゃないか、このように考える次第でございます。

けれども、新しい農業経営の条件に適応する、これはやはり年をとった農業者よりも若い農業者の方がはるかに適応性が高いわけでございます。そのような若返りの効果は出てきている、法律の施行前に比べまして若返りが推進されているということが言えるかと思っております。

第三者移譲につきましては、これは経営移譲を受けました者の規模拡大に直接貢献をしているわけでございます。これら面積につきましても、五十一年から五十八年までの第三者移譲によりまして被保険者等へ集積された面積を見ますと三万一千四百五十三ヘクタール、こういうふうになつていくわけでございます。

しかし、最近の問題といたしましては、先ほどのお答えにも申し上げましたように、農業に専従してない被用者保険加入の後継者への移譲が全体の半数を占めるといふような状況が出てきておりまして、全体としては一定の効果は上がっておりますが、その中身につきましては問題が出てきているように考える次第でございます。

○水谷委員 前段はわかりましたが、経営移譲の中身について今話が出てまいりました。「経営移譲を受けた後継者の裁定請求時における加入状況」ということで、五十八年度として五六%の二万四千五百九十六人の方が国民年金非加入者、いわゆる被用者年金加入者になつておる、この点が問題であるという指摘がございましたが、これはまた今回の改正の中にも出てきているわけですが、私も、私はこのことだけで政策的に問題があるというふうに見るのは間違ひではないのかな、このように考えるわけですか。

確かに現状では被用者年金の加入者が後継者になつていく。しかし、いわゆる経営の代わりというふうのはそう極端に行われていくものではないわけでありまして、五年、十年という期間をかけて徐々に徐々に実際これは行われていくわけでありまして、実態はそういうふうになつていくわけでありまして、そういうことを考えてみれば、まして現在第二種兼業農家、農業を主とせず他産業を主

として農業に従事されておられる方々の数がこれだけ多くなつてきているときに、この経営移譲の後継者の被用者年金加入という、この数字が上がつてきているだけで政策目的に合わないという議論については、これは他者が議論するのはやむを得ませんけれども、少なくとも農業者年金に携わる我々の立場からして、これらについては明確な理論的な裏打ちを持ちながら、将来にわたつてもこの年金制度が後継者移譲の中で立派に役割を果たしていくように取り組んでいただきたい、このように考えるわけでありまして。

一つの制度を発足させてまだ十四年。わずかの十四年の間に少なくとも経営移譲が、後継者移譲が九一・六%、これだけいわゆる経営移譲というものが大きく前進してきている、これは立派な成果だ、こういうふうには認識すべきであるといふような立場に私は立っているわけでありまして、その辺の認識をもう一度確認しておきたいと思つたのでありますが、これはまた後段に関連して御質問いたしますので、先に参ります。

大臣おいでになりますので次に大臣にお尋ねをいたしますが、農業者年金制度といふことも、やはり我が国の農林水産物の発展のためという大事な目的があるわけでありまして、この年金制度を支える根幹というのは、やはり農業経営の安定にあることはもう間違ひないわけでありまして。

そこで、対外経済対策の行動計画において、市場開放の洗い直しの対象として二十七の残存輸入制限品目を粗上上げてきております。そのうち二十二品目は農林水産関係であるわけですが、現在既に我が国は農林水産物の世界有数の輸入国であります。我が国がこの上農産物の歯どめのないような輸入を許してしまったならば、もう日本農業は崩壊せざるを得ない。農業者の皆さん方は大変大きな憤りというか不満というか、将来について心配されておられるわけですか。

そこで、経済摩擦問題において今後の農産物の取り組み、この取り扱い、これについて大臣にお尋ねをするわけですが、中曽根首相は四月十九日

の政府・与党対外経済対策推進本部の初会合の席上では、聖域は設けず、農林水産物といへども例外とはしない。大臣は農林水産物は例外扱いとすべきであるというお話をされたのであります。が、首相からはこのような発言がされたわけですが、しかしその後、去る五月九日の衆議院本会議での質問に対する首相の答弁の中では、「原則自由、例外制限」の「例外」は、国家の安全、環境保全、国民生活の安全にかかわるもの、国際的に説明し得るものに限るとし、農業は、国民生活、国民経済における役目等も考え、特殊性に留意しつつ行うべきものと考えていると答弁をされました。

この中曽根首相の答弁は、四月十九日の発言から見れば大変大きな前進であると私は考えておりますが、やはりこれはこのように発言すべきであつて発言をされた私は思つたのでありまして、この首相の発言は佐藤農林水産大臣のお考えになつていく方向に幾らかでも近づいているのではないかと。いずれにしても、貿易摩擦の解消問題は農林水産物の取り扱いだけで解消できる問題ではない、多くの問題があることはもう指摘するまでもないわけでありまして。

そこで、この五月九日の首相発言を農林水産大臣はどのように受けとめて、今後日本農業の発展、経営の安定のために対外政策をとつていかれるか、その点についてお尋ねをしておきたいと思つた。

○佐藤農務大臣 先生にお答えいたします。

農業は、私は先生と全く認識は同じでございます。生命産業として国民生活にとつて最も基礎的な物資であります食糧の供給を初め、国土、自然環境の保全等、極めて重要な役割を發揮しております。さらに、地域社会における就業機会の提供など地域経済社会の健全な発展を図る上でも非常に大切なものと考えております。

このような農業の重要性、特殊性にかんがみまして、総理も去る九日の本会議において、今先生が御指摘のとおり、アクションプログラムにおけ

る農業の取り扱いについては、国際的に説明できるものでなければならぬが、国民生活あるいは国民経済における役目等々も十分考慮して、その特殊性に留意しつつ行うべきものであると考えている旨、答弁されたところでございます。私としまして、農業の重要性について今後とも各方面の理解を得るよう努めてまいることとしておりますし、またアクションプログラムの策定に当たりましては、我が国農業を生かし、その健全な発展を図ることを基本にして、関係国との友好関係に留意しながら対処してまいりたいと考えております。

○水谷委員 どうか今の御決心で農業者の皆さんの御期待にこたえられますように、ひとつ全力でお取り組みをいただきたいと思ひます。入り口の段階ではなかなか強硬であつても、最終的に押し切られるということが今までも行われてきておりますので、最後までしっかりと取り組みをいただきたい、このようにお願いをしておきたいと思ひます。

それから、年金制度の健全な運営を図つていくには、加入者が受給者を支えるという年金制度の基本があります。そこで、未加入者の加入促進を図ることが大変重要になってくるわけであり

五十八年度末の被保険者数は九十二万六千七百七十六人となっておりますが、その内訳は、当然加入者が六十五万一千三百九十四人、加入率でいいますと八九・八％、そのうちの未加入者は約七万四千八人、このようになるわけであります。また、任意加入者の方は二十七万四千七百八十二人、加入率が六一・八％、こうなります。そのうちの未加入者は約十七万人、こういうふうになってまいります。そうしますと、当然加入と任意加入の両方の未加入者の合計は二十四万四千八人、こういう数字になってくるわけです。

この未加入者の加入促進というのは、いわゆる実務業務を扱っていらっしゃる農業委員会等においては、大変な努力の目標であり、大変な仕事にな

つてゐるわけであります。そういうときに今回のこの改正は、私は未加入者をさらに加入促進をするのに大きなブレーキになるのではないかと大変な心配をしております。

そこで、この未加入者の加入促進について今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○井上(喜)政府委員 これからの農業者年金の健全な運営のためには、未加入者の加入が特に必要でございます。その中でもとりわけ若い人の加入が必要であることは、竹内委員にも御答弁申し上げたとおりでございます。

具体的には、やはり制度の現状というものをよく説明し、パンフレットでありますとか雑誌等を通じてまして引き続き加入促進PRをしていくことが基本的に必要でございますけれども、特に、経営移譲を受けた後継者でまだ農業者年金に入っていない者がかなりございます。こういった未加入者の加入を促進し、また、年金受給資格との関係で申しますと六十歳までに必要な期間の保険料を支払ふ必要がございますが、そういう手続を必要とする者に重点を置きまして加入の促進をやつていきたいと思います。

いずれにいたしましても、制度の現状をよく説明し、若齢後継者には特別な保険料の割引制度がある、こういうようなこともあわせてPRして加入の促進を図つてまいりたい、このように考えます。

○水谷委員 PRと同時にやはり大事なことは、この年金制度が将来においても加入者に対して十分その期待にこたえるものであるという保証といひますか、そういうものが一番大事なのでございまして、加入してみたら、将来どういふふうになつていくか、悪く変わつていくことに大変不安を持つ、そういう声も伝わってくるわけであり

今回の改正も、実は期待権を裏切るような問題も出てきておまして、そういうことが加入促進につながる。現場の声としては、加入促進を

図ろうとして努力しても、今回のような改正があらましますとなかなかうまくいかないのですよという大変な心配の声が出てきているわけであります。どうかそういうところをよく認識をされたいと思ひますし、この改正については、今後中身について十分我々も審議し尽くしていかなければならない、このように思つてゐるわけであり

次に、具体的な問題についてお尋ねをいたしますが、経営移譲年金の給付水準の改定について、今回の年金額算定単価の算出に用いた農業所得は、月額十三万一千円となっております。これについて、いかなる方法でこの月額の算定を行われたのか、初めにお尋ねをしたいと思います。

○井上(喜)政府委員 まず前段の、加入促進に關連いたしまして適切な御助言があつたわけでございますが、私もどなたもいたしまして、農業者年金の現状を十分説明をいたしたいと思ひます。同時に、やはり年金制度は、農業者年金も含めまして、世代間の順送りの相互扶助というのを前提に成り立っているということも説明をいたしたいと思ひます。また、農業者年金につきましては、政策年金として高率の国庫補助等もございします。こういった点にも十分配慮いたしまして、積極的な加入促進をしたいと思います。

次に、今回の年金単価の算出に使ひました農業所得の算定方法でございますが、これは前回改正のときと同様の計算方法で算出したわけでございます。五十九年度の農業所得を、農家経済調査をもとにいたしまして昭和四十六年から五十八年までの平均農業所得、これは五十五年から五十八年は米麦等について冷害があつたわけでございますのでこれについて補正を行つておりますが、こういう補正を行ひました農業所得を基本にいたしまして計算をいたしまして、その中で最高の金額をとつております。

ちなみに計算いたしますと、毎勤統計によります総給与月数といひますか、それが十五・六カ月になつておりますので、それでこれを割りますと、月額が十一万八千円から十三万一千円という

ことに相なるわけでございまして、その高い方の十三万一千円というのを採用いたしまして農業所得といたしたわけでございします。とつております方法といたしましては、直線回帰でありまして、か片対数回帰等の推計方法で行つてゐるわけでございします。

○水谷委員 次に、先ほども指摘をいたしました、特定受給者以外の者、すなわちサラリーマン後継者への経営移譲をした場合、年金水準に格差を設ける、五年かけて四分の一の差、すなわち四分の三の支給ということに今回の改正でするわけでありまして、これは、この改正の中で問題点が幾つかございしますけれども、大変大きな問題でございまして、同一の保険料を納付した本人がその経営移譲の内容によつて格差を受ける、これはこの年金制度の大変な問題点になるんだ、これは絶対許すことはできない、このように私は考えております。

確かに、政策誘導、これも大事でありますけれども、老後保障はそれよりも増して大事な部分でございします。さらに、農村社会の実態、また、第二種兼業というものが本当に日本農業の大多数の基盤を支えている日本の農業構造というものを考えた場合に、このような、こそくなく私は言いたいのです、こそくなく措置で政策目的を果たすというふうな考え方、これはもう許してはならない、このように考えておるわけであり

被保険者の長い間の期待権を裏切る行為になる、こういうことで、私は、この問題について厳しくこれを改めなければならぬというところを指摘をしておきたいのであります。なぜこのような格差をつけざるを得なかつたのか、また、進んでつけようとしたのか、その点についてお伺ひをしておきたいと思ひます。

○井上(喜)政府委員 農業者年金制度の現状につきまして御説明をいたしましたときに、問題点といたしまして、いわゆるサラリーマン後継者に対する経営移譲がふえてきてゐる、こういうことを申し上げたわけでございしますが、この農業者年金

制度の政策目的からいたしまして、その一定の政策目的には合致するわけでありませうけれども、その政策目的に照らしてより望ましい経営移譲と、そうでない、今申し上げましたサラリーマン農家等に対する経営移譲とは格差をつけるべきではないか、格差をつけまして、より望ましい後継者ないしは第三者に対する経営移譲を進めていくのが適切ではないか、こういう判断で、いわゆるサラリーマン後継者等へ経営移譲いたします場合に四分の一の格差をつける、こういうふうにしたわけでございます。

つまり、農業者年金の政策目的に対する適合度からいたしまして、農業者年金の加入資格等のある、そういう方に経営移譲をする方がより政策目的に合致する、こういう観点から格差をつけたわけでございます。こういうことによりまして年金財政の安定にも寄与してまいりますし、あるいは将来の保険料負担という点から見まして、軽減に結びつくことになるわけでございます。

実は、これを導入いたします場合にも、私ども、関係方面の意見をお聞きしたわけでございますが、農業者年金制度研究会等におきましても、やはりこういう格差をつけるということもやむを得ないのではないかと、こういうような意見がございまして、そういう意見も参酌させていただいたわけでございます。

ただし、こういう場合にも、つまり格差をつけられまして後に支給されます経営移譲年金につきましても、老後生活の基礎的な生活費が保障されるような水準を勘案いたしまして差をつけたわけでございます。農業者の老後保障という点からは支障がないものと私どもは考えている次第でございます。

○水谷委員 今回のこの四分の一の格差をつけることによってどの程度の政策誘導効果が出てくるか、それをどのように考えておられるのか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○井上(喜)政府委員 この格差をつけるということとどのような誘導効果が出るかというお尋ねで

ございまして、現在、国民年金非加入後継者等の被用者年金加入者が増加をきてきている傾向にございまして。こういう措置をとることによりまして、今後少なくともこういう増加傾向には歯どめがかかるのではないかと、こういうふうに考えまして、こういうことを期待いたしまして格差をつけた次第でございます。

○水谷委員 私は、この四分の一の格差というもので歯どめをかけられる、そういう条件といますか環境よりも、こういう形態で移譲をせざるを得ないように現在の農業を取り巻くすべての環境、条件というものがなっている、それを年金でこういうふうにする、そうではなくて、やはり構造政策全体を推進していく中で、こういう問題が起きてこないような条件づくりをすることが非常に大事ではないか、このように考えているわけでありまして。

ですから、他のいろいろな構造政策——まあ構造政策だけではない、農政の総合的な推進の中で、この農業者年金の政策目的がしっかりと達成できる、経営移譲の後継者が本当に農業にしっかりと取り組んでいける、そういう農業の生産基盤、経営基盤というものを確立していく努力、これも一生懸命やつておられるわけですが、それらに力をしつかり入れて政策誘導していくということから考えると、この四分の一の格差をつけるということについては、大変な問題点として指摘をしておきます。

次に、厚生省の方が見えになっておいでになると思ひますが、標準報酬月額十三万一千円の人、厚生年金の掛金はどのくらいでございましょうか。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。

厚生年金の掛金は、現時点では男子の場合一〇・六％で、労使折半でございまして本人分は五・三％でございまして、本年十月からこれが一二・四％、本人分で申しますと六・二％ということに改定をされることになっております。

この改定後の料率で計算をいたしますと、十三万一千円の標準報酬月額の方の御本人が支払う月々の保険料は八百二十二円、こういうことになりまして。

○水谷委員 今度のこの改正によって、六十二年の一月から三十五年間農業者年金の保険料を支払った人が、六十歳から七十八歳までに受け取る経営移譲年金及び老齢年金の合計金額についてお尋ねいたします。

○井上(喜)政府委員 ただいまの条件で計算をいたしました年金額で、五十九年度価格で試算をしたものでございまして。

まず、経営移譲年金につきましては、六十歳から六十四歳までが四百六十八万九千五百円でございます。これは年の金額が九十三万七千九百円の五分分というところであります。それから、六十五歳から七十八歳までが百三十一万八千八百円、これは年の金額が九万三千七百円の十四年間の計でございまして、この合計で六百六十一万三千三百円となります。これに農業者老齢年金の分がございまして、二百三十八万四千四百円の十四年間でございまして、この二つの合計総額で九百二十八万二千九百円でございます。

○水谷委員 総合計幾らですか。もう一回言つていただけませんか。

○井上(喜)政府委員 九百二十八万二千九百円でございます。

○水谷委員 もう一度厚生省にお尋ねをいたします。

標準報酬月額十三万一千円で、それに見合う厚生年金を掛けた人が三十五年加入した場合、七十八歳までの老齢年金の支給総額は幾らになりますか。

○渡辺説明員 今回の公的年金制度の改正の結果、年金の計算式が、向こう二十年かけて、生年月日別に変わつてまいります。御質問のケースは、これから三十五年加入されるという若いケースということで計算をいたしますと、六十歳から

六十四歳までの特別支給の老齢厚生年金というのがございまして、これが五分分で四百六十八万八千五百円でございます。それに六十五歳以降の報酬比例の老齢厚生年金がございまして、これが六十五歳以降七十八歳までの総計で五百七十七万七千八百円、この両者を合計いたしますと一千四百六十六万三千三百円、こういうことになりまして。

○水谷委員 先ほどお答えをいただいた経営移譲年金と老齢年金の合計、これには国民年金の付加年金は入っていないわけですか。

○井上(喜)政府委員 国民年金とその付加年金については計算の中に入れておりません。

○水谷委員 それから、農業者年金に三十五年加入して、七十八歳まで経営移譲年金は受け取れないで老齢年金しか受け取れなかった場合、その支給総額は幾らになりますか。

○井上(喜)政府委員 経営移譲を行わなかったために農業者老齢年金しか受け取れなかった場合の支給総額は、ただいまのケースで申し上げますと、五十九年度価格で三百二十八万六千六百円でございます。

○水谷委員 ただいまいろいろ数字をお尋ねをいたしました。厚生年金の場合は使用者側負担が二分の一の割合でございまして、本人の負担、掛金が毎月八千二百二十二円、農業者年金はこの改正で掛金が、ならしますと本人負担が一カ月九千六百円程度でございまして。厚生年金は掛金において使用者側負担があるということ、それから農業者年金は本人が負担、今回入り口で十分の三の国庫補助が打ち切られる、こういうことで掛金の差が、同じ標準報酬、いわゆる月の所得十三万一千円と考えると場合に、千五百円程度農業者年金の掛金は高くなるわけでありまして。

それで、六十歳から六十四歳までの経営移譲年金と厚生年金の両者の間には、農業者年金の経営移譲年金は四百六十八万九千五百円、厚生年金の方は四百六十八万八千五百円、ほとんど差はございせん。しかし、最終的な六十歳から七十八歳という全体を比べますと、農業者年金は九百二十

八万二千九百円、厚生年金は一千四百六十六万三千三百円と、ここに差が出てまいります。片方掛金は、個人負担としてはかなり高い掛金でありながら、厚生年金の支給総額に追いつかない。厚生年金並みという方向性から見ますと、ここには一つの問題点がある、これを指摘をせざるを得ないわけであります。

それから、もう一つ大きな問題としてどうしても指摘をしておかなければならないことがあります。それは農業者老齢年金の給付水準です。これは今回の改定でも経営移譲年金の四分の一に設定をされており、それで、経営移譲ができて農業者老齢年金しか支給されない人は、全体の二割程度おられることになっております。この方々は今回また保険料が相当引き上げられる、その上に、先ほど御答弁をいただきましたように、支給総額においては約六百万の差がございます。経営移譲された人とされない人で六百万の差が出てくる。

これは確かに、農業者年金が政策年金として経営移譲というものの最重要の目的を置いている、そういうことからすればよくわかるわけであり、しかしこれからは迎えようとしている時代は高齢化社会であります。農業者が健康で、お年寄りの皆さん方が農業に生きがいを感じ、そして真剣に農業に取り組んでおられる人たちがおられる。そういう方々については老齢年金というものが本来の年金ではないような取り扱いをされていると私は思うのであります。

この老齢年金の支給要件ということについては、これは前から指摘があったと思いますけれども、今回の改正で手をつけてしっかりと手厚く対応しておかなければならなかったところだと私は考えているわけであり、すけれども、この点についての農水省の考え方を尋ねておきたいと思ひます。

○井上(喜)政府委員 農業者年金制度といふのは、御案内のとおり国民年金の付加年金でございます。政策年金であります経営移譲年金を

主体にいたしました制度でございます。したがって、六十五歳以降の老後保障ということになりますと、これは国民年金と相まって行うということになるわけでございます。

それで、経営移譲年金、農業者老齢年金と二つあるわけでございますが、農業者老齢年金につきましては、長年農業に精進してきたということと、その老齢保障をいたしまして設けられた制度でございます。農地保有の合理化等、特に直接的に政策目的と結びつくような性格は持っていないわけでございます。そういう意味におきまして、農業者老齢年金の額をさらに引き上げるといふことは困難な状況でございます。

かつまた、農業者老齢年金につきましては、終身年金ということになりますので多額のファンドが要るわけでございます。そのために保険料を相当程度引き上げなくてはならないということにもはね返ってくるわけでございます。今回の財政再計算におきましては、農家の負担能力等を考えまして平準保険料を相当下回る段階で保険料を設定したわけでございまして、そういう状況下でさらに保険料を引き上げるといふようなことが非常に難しいわけでございます。そのような意味におきまして、農業者老齢年金の支給要件を改定いたしまして年金額を引き上げるといふことは非常に困難な状況にあるわけでございます。

○水谷委員 私は今数字を挙げて御指摘をしたわけであり、今ここでこうする、ああするといふ答弁はできないのはよく存じております。しかし、この問題点を克服していただきたい、このことを重ねて申し上げておきたいと思ひます。それから次に、保険料の改定についてであります。

今回、年金の給付水準の引き下げ、片方でそういう改正がある、それにもかかわらず保険料を相当程度引き上げなければならぬ理由、なぜそこまで保険料の引き上げが必要なのか、また、今回の改正によつて長期的に見た年金財政の収支状況、それから積立金の見通し、これについて明らか

かにしていただきたいと思ひます。

○井上(喜)政府委員 保険料の金額といふのは給付と非常に関係があるわけでございますが、給付につきましては、今回の厚生年金等の公的年金制度の改正を踏まえまして二十年をかけた給付水準の適正化を行うことになっております。その中で、農業者年金におきましてもこれを踏まえまして改定をいたすことにしたわけでございます。保険料の額につきましては、年金給付に要する費用の予想額、それから予定の運用収入及び国庫負担の額等を勘案いたしまして、将来にわたつて財政の均衡を保つことができる水準ということになっております。

今回の財政再計算の結果では、年金財政の均衡をとるのに必要な平準保険料の金額は六十二年一月現在で一万三千二百三十八円というふうになるわけでございますけれども、農家の負担能力を勘案してそれを緩和いたしまして、六十二年の保険料を八千円といたしまして、以降六十六年までに毎年八百円ずつ段階的に引き上げる、このようにしたわけでございます。

その引き上げの要因の主なものとしたしましては、これまでの保険料は平準保険料を徴収していなかったということがあります。また、年金の給付の方は物価スライドによる上昇がござい、ます。この上昇部分をカバーするということ。それから、経営移譲率が予想以上に高まつてきております。これに対応するといふようなことで平準保険料がかなり高くなつたということでございます。

そこで、これからの年金財政の見通しでございますけれども、これはいろいろなファクターがございまして一概に言えないわけでございますけれども、昭和六十二年度末、これは改正後の年金財政の収支見通しとして申し上げるのでございますが、単年度収支が赤字になりまして、この結果、積立金につきましても漸次減少していくわけでございます。積立金は昭和六十六年度末で大体六千億円くらいになるわけでございますが、そういった

積立金が漸次減少をしていく、このような状況になるわけでございます。

○水谷委員 保険料についていろいろ答弁がありましたが、要するに保険料支払いの時点で、それが一番大きな理由の中心になってくるのは当然であります。この農業者年金は政策年金といふことで、今まで一貫して国庫補助ということについては、各方面からいろいろ指摘があるにせよ、他の公的年金とは違つて政策年金としての機能を果たしていく、そういう意味から高率の補助が適用されてきたわけであり、それが今回、拠出時の補助をばんと打ち切つてしまふ。拠出時と給付時でならしますと、今回は約五〇%という国庫補助、従来は五二%、二%でありますけれども、これは大変な国庫補助の削減になつてしまふわけであり、本来政府が政策年金という位置づけをして今日まで経過してきた、そういう経過の中から、私はこの補助率の引き下げといふことは断じて行つてはならない、このように考えるわけであり、ます。

この補助率の引き下げが将来年金財政の悪化にも連動していく、これがまた、今回二%ということであり、また、いわゆる財政当局の圧力によつてこれがさらに切り込みをされるという道を開いた、私はそういうような気がしてならないわけであり、ます。今後のこの保険料の引き上げといふことを大変心配する。今回だけではなくて、今後もうこういうことになつていくのではないかと。

国庫補助率の削減について、今回このように改正になるわけですが、農水省として今後これに対してどう対応していくのか、その点についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○井上(喜)政府委員 農業者年金に対する助成の制度でございますが、他の公的年金制度に例を見ない高率補助が適用されているわけでございます。経営移譲年金の給付には三分の一、それからこれは当分の間でございますが、拠出時には十分

の三の国庫補助ということであつたわけでございます。この経営移譲年金に対する補助といひますのは、農業経営の構造改善のための政策年金として位置づけ、こういうことで助成をされていたわけでございます。提出時に補助をいたしますのは、農家の負担の軽減もありまして、同時に、農業者年金の加入を促進して年金資産の充実を図つて、発足当初でありますので安定した制度としていくことを目的にしたものでございまして、当分の間の措置として設けられたわけでございます。

今回、この提出時補助を廃止をいたしまして経営移譲年金の給付の補助に一本化するわけでございますが、これにつきまして若干説明を申し上げますと、提出時と給付時の双方に国庫補助をしてゐる例が他の公的年金制度においてはなないこと、それから、このたび行われまして公的年金制度の改正におきましては、国庫補助は基礎年金部分に集中いたしまして上乗せ年金には補助がなされないというようなことから、農業者年金に対する国庫補助を継続していくためには、政策年金に対する補助であることを明確にする必要があつたわけでございます。さらには、国の財政状況が御案内のとおりでございます。財政支出の効率化を図っていくことが農業内外から要請されたというようなことを総合的に考えまして、今回のような措置をとつた次第でございます。

ただ、国庫補助水準の急激な変更を避けるというところで、当分の間ではございすけれども、経営移譲年金の給付に要する費用として六分の一を助成をするということになっております。したがひまして、経営移譲年金の給付に要する三分の一の補助と合わせますと二分の一ということに相なるわけでございます。

このことが保険料の方にも影響するのではないかと、このことでございますが、当面の国庫補助額は大体現状に比しまして一割弱の減少にとどまるものと我々見込んでおりますけれども、そういうことで、年金財政でありますとか加入農家の保険

負担に大幅な影響を及ぼすことはないのではないかというふうな考へてゐるわけでございます。なお、先ほど申し上げました保険料につきましても、平準保険料をかなり下回る水準に設定しております。そういう点につきましても農家の負担というのを配慮をいたした次第でございます。

それから、この給付時補助金に当分の間六分の一を上積みするということといたしてございす。これは先ほど申し上げましたように、国庫補助水準の急激な変動を緩和をする、防止をする、こういうようなことで設けたものでございまして、私ども、今後とも農業者年金制度の円滑な運営というところに支障が生じないようにいたしたい、こういうことを十分心得まして、制度運営に万全を期してまいりたい、このように考えます。

○水谷委員 今国会で農林金融三法、農業災害補償法の改正、金融、共済、そして今度はこの年金、それぞれ、公害とやらもありませんけれども、一つ一つの量は少ないけれども、総量という問題になります。多少の負担の増加だからやむを得ないというふうにして私たちは通り過ぎることはできないわけですね。片方で農産物の価格の低迷とか異常気象とかという、農業を取り巻く大変厳しい状況がある。そういう中で、農業者にとつてはどんな小さな不安なことであつても、それは将来に対する大きな不安となり、また現状を大変苦悩させる問題になるわけでありまして、今日まで続いてきた国庫補助水準の引き下げということについては、これはもう重大な問題として対処していかなければいけないと思つてございす。本改正の本当に大きな問題として、今後議論をしていかなければならないと思ひます。

それから、先ほど答弁がございました給付時の六分の一、当分の間の措置、これが法律本則の改正によらず、附則の改正というふうになつてゐるわけでありまして、今回の提出時の十分の三について、当初から当分の間というスタートがあつたから、今回各種の指摘を受けてそれを廃止した。また、この給付時の六分の一も当分の措置という

ことで、これもまた遠からず、いわゆる財政という見地からこれも取つ払うのではないかと。そうすればますます農業者年金の給付水準、また保険料という問題、大変なことになっていく、こういう重大な問題として私は指摘をしておきたいのです。が、今答弁の中にもこの六分の一、将来ともしつかり守つていくようにしていきたいという答弁がありまして、改めてこの点についての取り扱い、お尋ねをしておきます。

○井上(喜)政府委員 今回の給付時補助の六分の一の上乗せ措置は、提出時の十分の三補助にかわる措置でございまして、いずれも「当分の間」とされてゐるところでございまして、申すまでもなく今回の措置は、提出時補助を廃止いたしましたときに国庫補助水準の急激な変動があるわけでございます。そういうことが農業者年金制度の円滑な運営に支障が生ずる、こういうことで、そういうようなことのないように今回の上乗せ措置がされたものでございまして、したがひまして、今後の運営といたしましては、この趣旨を十分踏まえまして、制度運営に支障を来さないようにやつてまいりたい、このように考えます。

○水谷委員 やはりこれは「当分の間」という表現は、これは削除すべきであると思つてゐるわけでありまして。何も今回の改正で急激な変化が出るのではなく、これがもし外されるときは、そのときはまたそのときで急激な変化になるわけでありまして、こういう今回の改正におけるこのような措置は、まことにとるべき措置ではない、このように指摘をいたします。

次に、今回の改正で、受給資格期間を満たしたもののいろいろな方策が講じられました。いわゆる農業を営むという人、その方々が選挙によつて選任された場合、受給資格期間通算措置、これはいろいろ各方面から要望が出ておつたこととございすので、これが取り入れられたことは一歩前進だと思ひます。

しかし、これが取り入れられたことによつて逆に今度は、農業者年金の受給者にはなれるけれど

も、いわゆる通算期間には加えてもらへるけれども、経営移譲してしまつた場合に、例えば経営移譲してしまつたために六十歳以降は土地改良の役員になれないという問題が起きてくる。これは、土地だとか家だとかという、片方はそういう農業の基本的な単位で法律がこうある、農業者年金は、個人、人を単位にしてあるということ、こういうことが起きてくるわけですが、政策の整合性の上から考えれば、現在でも農業委員会が認めるということによつてそれが補完されてゐる部分がありますけれども、そうではなくて、やはり法の上から、政策の整合性の上から、土地改良法の三条、これが改正をしなければならぬ、ないだろう、こう思ふわけでありまして、現在でも土地改良法の三条で農業委員会が認める場合においてはかなりの補完措置があります。しかし、農業委員会側から考えてみますと、これが不在地主を認めるような方向に進むおそれがあるというところで、農業委員会が認めてそういう措置をとることは妥当ではないという考え方にとつております。

そういうことから、直接農業者年金基金法の改正には関係ございせんけれども、やはりこちらで通算措置というものを入れるのであれば、土地改良法についてもそれなりの手当てをしておかないと、現場では、今も六十歳以下の方が土地改良の理事長になるというケースはほとんどありません。やはり豊富な経験、また年齢的にもある程度、人格、識見等すべてが満たされた方がその事業を推進していく上ではかなめとなつて非常に重要な役割を果たしておられる。そうすれば、六十五歳またはそれを超えて頑張つていただけた人、もたなくさんいふしや。そういうときにこれがあつて、非常にそれが円滑にいかないという問題があります。そこで、これを改めていくべきであるという指摘をしておきたいのでありますが、見解を伺つておきたいと思ひます。

○井上(喜)政府委員 農業者が経営移譲をいたし

まして経営移譲年金をもらう、こういうようになりますと、これは後継者の方が経営者になるわけでごいいます。所有権なり使用収益権を持ちまして、責任を持って経営をするということに相なるわけでごいいます。したがって、農業協同組合の組合員でありますとか、今の土地改良区の組合員になるわけでごいいます。したがって、原則的には、経営移譲がありましたら、経営移譲を受けた者が今申し上げましたような団体の組合員あるいは役員になつていくというのが筋道かと思ひます。

土地改良法につきましては、土地改良をどのように計画し、実施していくかという、こういう法律でごいいます。それで、土地改良を実施する者でございいますので、所有権なり使用収益権を持つてゐる者が主になることは当然のことと思うのですが、とりわけ使用収益権を持つてゐる者の立場が非常に強く出ている制度になるわけでごいいます。これも制度の仕組みからいまして当然のことと思うわけでごいいます。

ただいま御指摘のことは、経営移譲をいたしましていわゆる経営主という立場からは引退をしたわけでごいいますけれども、なお知識経験等から土地改良区の理事ないしは理事長として留任できるかといふことが、皆から推されて留任をするという場合と差し違ひがあるのかないのか、こういうことが問題かと思ひます。したがって、これは土地改良法のいわゆる参加資格をどうするかということではなしに、土地改良区の中の運営といたしまして、そういう経営移譲をいたしました人が組合員として残れるのかあるいは役員として残れるのか、理事長になれるのか、こういうことかと思ひます。

現在のところは、ただいま申し上げましたように、土地改良区の組合員といふのは、使用収益権者が組合員となるのが原則だということになつておりますけれども、農地の所有者が、経営を移譲した人が、つまり、使用収益権の設定ということで経営を移譲いたしまして、従来どおり農地

はなお自分が持つてゐるというような場合には、農業委員会の承認を受けまして資格の交代が行えるわけでごいいます。また、土地改良区の役員につきましても、組合員以外の者でありまして、理事の定数の五分の一以内あるいは監事の定数の二分の一以内というのが役員になることができるわけでごいいます。これにつきましても、定款変更をする必要がございいますけれども、そういう内部手続を経れば、組合員資格をなくしましても役員になれるわけでごいいます。また、組合員資格の資格交代を行ひまして組合員であるという場合には、当然のこととしてその組合員の資格において役員になつたりすることができるといふことになってゐる、要は、こういう制度があるといふことを十分に徹底をして、この制度がうまく活用されていくといふことで対応できるのではないかと思ふわけでごいいます。

現に、こういう状況を見ますと、定款改正等をしてゐる事例もかなり多く見られますので、さらに一層こういうことを徹底いたしまして、それぞれの地域で、経営移譲したからといって、やはりその土地改良区の役員として継続してやつていただくことが適当なような方には、その方が残れるような、そういうことを考えてまいりたい、このように考える次第でごいいます。

○水谷委員 今話でございまして、学識経験者等の五分の一ですか、運営上そういうことができるという話でありますけれども、やはり農業といふのは、個人に光を当てても一家の農業経営といふのは成り立たない、たとえ経営移譲をしたとしても、そのお父さんはやはり農業経営にちゃんとうちじゅうしてこれはかんでゐるわけでありまして、一人でできるという仕事じゃないわけですから、そういうことで、この土地改良法の規定の中に、いわゆる使用収益権、使用権だけの問題、いわゆる地権、そういう問題だけではなくて、いわゆる労働条件とか実際に農業に携わつてゐる、そういう実態があるわけですから、そういうものも明確に規定をして、そしてこの役員の中に当然参

加資格を入れていくのがこれは大事だと思ひます。もちろん、若い経営者からして見れば、いつまでも年配の人がそんな役員を独占してゐるのはとんでもないという意見も片方にあることはわかれますが、しかし、総合的にそれらの豊富な知識経験といふものを生かして事業の推進を図るといふ上からは、そういう入れることができるというような形の、現状で十分だといふ考え方を改めて、今後しっかりと検討していただきたい、このように申し上げておきたいと思ひます。

最後に、締めくくりでありますけれども、我が国の基幹産業である農業を支えてくたさつてゐる農業者、他の産業と違つて、いわゆる使用者となつておられる方がいないわけでありまして、いわば、それを埋めていくのが国の立場であらうと思ひます。そういう面からすれば、今後、今回のこの改正においていわゆる国庫補助水準の引き下げが行われる、こういう問題については断固これは改めなければならぬ、将来においても国庫補助水準の引き下げは行わないように農水省はしっかりと取り組みをいたしたいと思ひます。農業者年金制度がより一層発展をして、農業者に対して希望の持てる年金制度になるように改正するのであれば我々も了としたしますけれども、この今回の改正については種々問題点があり過ぎる、このことをきようは指摘をして、今後の議論にゆだねるところといたします。

以上で終わります。

○今井委員長 午後四時から再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十一分休憩

午後四時十四分開議

○今井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。津川武一君。

○津川委員 一番最初に大臣にお尋ねします。農業をやる上について一番大事なものの一つに

農地がある。その次は農民、農業者。したがって、この農業者それ自身、プロパーに当てる対策といふのは非常に大事なものでございいます。農業者年金は、その意味において私はそれなりに評価するものでございいます。

そこで、この農民は、生きがいのある、生産に情熱を燃やすような農民でなければならぬと思ふわけですから、そのために若干、国家公務員と農民の比較をしてみたいと思ひます。

大学を卒業して農水省に入ります。年を経るに従つて係長、課長補佐、課長、局長、うまういくと次官にまで上つていきます。月給も上がりまして、一番恵まれた状態では次官にまでなります。次官になりますと月給九十一万円、退職金が四、五千万円。次官をやめて農林公庫の総裁になつてゐる人がありますが、その総裁の月給は百万円。そこをやめると一千万単位の、人によつて違ひますが、退職金を手にしてゐます。これが役人を目指した月給取りの一つの典型。

それに対して農民は、二十五歳から農業をやります。水田一ヘクタール、五十アール、私の郷里で言うところの園圃百アール、三十年も続けてゐる。国民年金を掛けて、農業者年金を掛けて、農業者年金を十三年掛けた。六十歳でもらうのが五万六千七百七十七円。これは経営移譲年金です。命をかけた農業から経営移譲年金をもらつて追ひ出されてしまふ。これが農民の運命。

もう一つのお嫁さん。農水省の役人になりますと、お嫁さんよりどりです。どこでももらえます。農家に生まれて農業をやつたが最後、お嫁さんがいない。私たちは鉄のわらじで歩いてゐるものなかな見つからない。ここに農業者の反面があるわけ。余りかわいそう。この農家は、日本の食糧生産を維持するために懸命な努力を続けてゐるんです。農業、農民をこんな状態に置いて、私は非常に濟まないと思つておりますが、この状態に對する大臣のお気持ちをお聞かせいただきます。

○佐藤国務大臣 津川先生にお答えいたします。今の津川先生の考え、役人とか農家の人のお話

あつたわけでございますが、実は私は、ただ社会的立場ではなくして、どんなに幸せであるかというのが問題だと思ひます。高級役人でも不幸せな人がございます。私の知つておる農家の人、非常に幸せな人がございます。そんなことですから、全般的にどう見るといふことが大切、こう思うわけで、実は我が国の農業人口のうち高齢者の占める比率は極めて高く、また農家人口に占める高齢者の割合は全国を上回つております。そんなことで、高齢者の生活の充実は農村における重要な問題であり、農村地域社会の活性化を図るといふ観点からも、高齢者対策は重要な課題となつております。

農村の高齢者対策につきましては、やはりその条件整備をどうするかというようにございまして、基本的には生活の安定というようにございまして、年金制度の安定を図るとともに、高齢者が長年培つてきた技術と経験を果たすような、一人としてふさわしい役割を果たすような、そういう条件整備をすることが大切、このように考えておるわけでございます。こんなことで、基本的に重要な問題を含め、このためいろいろな施策を実施してまいりたいと考えております。

○津川委員 月給でなくて幸せだと、大臣はしくも言つてくれました。私は、次にそのことを問題にしようと思つてここに書いてあるのです。その幸せなんですよ。

六十になつて経営移譲年金をもらう。六十五になつて、また年金ついていく。七十。ここでお年寄りに対して、観光地にも案内してくれる、ゲートボールもやらしてくれる、慰問して歌も歌つてあげる、いろいろなことをしております。いいことだと思ひます。年金も上げております。農業者年金も、経営移譲年金もいく。だが、本当の幸せは、自分がやつてきた仕事、ここに命をかけてやる、生涯の自分の使命としたものに命をかけて、そして社会的に貢献していく、一定の役割を果たす、ここに農民の老後の幸せ、これがなければならぬ。農業者年金、この命をかけてきた農業から

切り出す、首切りですよ、これは。ここに農民の老後に対する国の恐ろしく間違つた政策があるわけですよ。

私の知つてゐる人、農協の理事、共済組合の理事、そして農業委員会の委員、ほかの方に恩給があつて農民には恩給はないのはけしからぬという運動を起こした、その結果が農業者年金です。今度は御自分の経営を考えた。五十八歳になつた、やがて経営移譲しなければならぬ。息子が高等学校を卒業すると同時に東京へ行つて就職して、お嫁さんもらつて子供を持つて、孫を持つてゐる。奥さんと二人で息子を口説いたのです。そして、いいぐあいに帰つてきてくれたんだ。それで後継者ができるわけですよ。ところが、お嫁さんが大変なんだ。お父さん、あんた経営移譲したんだから、もう農業にはくちばし入れないでください。お父さん、朝、苗を見回りに行つたら嫁に追ひ返された。そして農業委員会で農民でないから農業委員、共済組合——さつき議論になつたね、午前中。これは常識から言つと、大多数のあれからいくと農業委員会の、共済組合の理事やれない。どこへも行かなくなつちやつたんです。気が抜けちゃつた。これはとなつて、うろろろしてゐる。そして、生きていけなくなつたからと言つて、私に自殺したいと思うんだという相談なんですよ。

まさにここに農業者年金の本質があるわけですよ。これに対して、あなたたち、いいことをやつてくれたんだ。お年寄りに牛飼いやらせた、あれはいいことだ。そこで農業者には最後まで、息を引き取るまで農業に対する情熱を失わせないことをやらせる。しかも農業者年金も、厚生年金掛けのいる人と同じように、労働者と同じような老後を保障する、こうでなければ大臣の言う幸せというものの、農民の老人に対する状態は出てこないわけですよ。したがつて、今度自殺が発表された、かなり農民の自殺も多い、こういう格好になるわけでございます。

そこで、老後の生きがい、自分の命をかけた仕事で社会に奉仕する、この生きがいと、その農民を最後まで農業人として扱う、こうでなければならぬと思ひますが、もう一回大臣の所見を伺わしていただきます。

○井上(喜)政府委員 ただいまの質問は、経営移譲年金等の受給と生きがいとを調整をしていく非常に難しい質問だと思ひます。重々農業者年金制度の仕組みを御存じの上で質問されてゐるわけでございますけれども、この制度は農家生活、老後の保障といふことと同時に、一つの政策目的としたしまして農業構造を改善するという目的を持つておるわけでございます。そういうことで、これは適期に経営移譲をいたしまして、経営者の若返りなりあるいは農地の細分化防止、こういうことを内容とするものでございますので、どうしても第一線からリタイアをするということになるわけでございます。

また、年金制度一般論をいたしましては、老齢等になりまして稼働能力を失う、こういうことで年金給付が行われているわけでございます。農業者年金制度につきましてもその例外ではないわけでございます。したがつて、建前論、制度論からいいますと、農業者年金を受け取りながら、受け取つてなおかつ経営主として農業経営を継続していくということは非常に難しいわけでございます。

したがつて、今提起されました問題につきましては、経営移譲後におきましていかに生きがいを見つけていくかという問題かと思ひますが、経営移譲との関連において申しますならば、これを後継者に移譲をするという場合には、その経営の中で農業経営の手伝いができるわけでございます。また第三者移譲の場合には自留地を持つといふことができるわけでございます。この二つが制度等を活用しながらそれぞれの立場で生きがいというのを見つけていくべきじゃないか、そういう中でまた生きがい対策というものを考えていくべきじゃないか、このように考える

わけでございます。

○津川委員 局長苦しい答弁をしてゐるけれども、やはり農業者年金は農民の首切りなんだよ。したがつて、首切りされても仕方ないから、やはり農業をやらせる。私もよく知つておりますが、農業者年金、経営移譲した。お嫁さんも息子さんもよくて、おじいちゃん、おばあちゃん四人で農業をやつてゐるうちがあるんだ。こういう指導なんだよ。午前中に農業共済の役員に定款改正すればできると言つてゐるが、これはできない。農業共済の役員というのは烏帽子争いで争つてゐる。それで農民でない者が割り込んできたつて、これは局長午前中にそんなことを言つてゐるけれども、事情を知らないんだよ。そこいらで、だから実際に農業委員会でも農業共済でも農協でもその経験を生かすような指導体制をつくつて、農業をやつていけるような格好にすることがせめてもの償いだ、こう思つてゐるわけでありまして。

そこで、質問を繰り返しません。私も古いころの自殺者のこと、資料も持つておりますし、川端康成が自殺したときに、とんでもない自殺だという評論を書いたこともあつて、かなり材料を持つていたんです。最近の自殺者の表を持つていない、資料を持つていない。今度自殺の発表をしたでしよう。その中で農業者がどのくらい自殺してゐるか、農業者年金該当者がどのくらい自殺してゐるか、わかつていたら教えていただきます。わからなかつたら、調べていただいて報告していただければと思つてゐます。ひとつどうです。

○井上(喜)政府委員 先般警察庁の方から自殺の実態といふことが発表されたわけでございます。これは毎年発表されておりました、先般のは五十九年度の実態調査でございますけれども、総数で二万四千五百九十六人、約二万五千人でございますが、そのうち農林漁業者は千二百六十一人というところで全体の五・一％ということでございます。これは、前年と比較いたしますと、前年は総数で二万五千二百二人で、そのうち農林漁業者が千三百五十四名、全体のシェアは五・四でございます。

ますので、幾分その中身は変わってきたというところでございます。

警察庁の方の調査はこのよう非常に大ざっぱなものでございまして、農業と漁業との内訳もございまして、ましてこれは経営移譲年金を受けている、受けていないというのわからないわけでございます。どの程度調べられるかわかりませんけれども、可能でありますならば、今御指摘の点につきまして少しく調査をしてみたいと思っております。

○津川委員 農民の自殺者、数はわかりましたけれども、農業者年金該当者のひとつ調べて教えていただければと思います。

進めていきます。厚生省にお尋ねします。農業者年金は昭和四十六年の創設以来七回の改正が行われました。保険料の値上げもありましたが、給付を引き下げたことはないんです。私たち、戦後、年金の給付は上がってきた。だんだんとよくなる法華の太鼓なんですよ。今度この上がついていくのにストップをかけて給付を引き下げた。ここに今度の改正の見逃すことのできない本質があるわけなんです。

だんだん年をとっていく、年金がふえていくのは当たり前なんです。これにストップをかけて、減らして、下げてきたということは、年金の変質であって、軽々しく、はいそうですかと納得できるわけはありません。国民的にやはり聞いてみなければならぬ。国民的な世論がどうかということもひとつきわめるべきだと思っております。厚生省、この年金の給付を下げてきたこと、直ちにやめるべきだと思われ、国民的な規模で国民の意思を問うべきだと思われ、いかがでございますか。

○渡辺説明員 私ども厚生省への御質問は、先般成立をさせていただきまして厚生年金、国民年金についての改正内容についての御質問であらう……（津川委員「いや、農業者年金です」と呼ぶ）農業者年金についてということでございますか。——農年に限定してみましても、大きな流れ

といたしましては、これまでは当面支給されます年金額の改善ということに重点が置かれてきたというところはございまして、その一方で、今度の農年の改正も、ほかの厚生年金、国民年金の改正に準ずる部分があるわけでございます。この厚生年金なり国民年金の改正がもとにある。そういう意味で、この国民年金、厚生年金の今回改正がなぜ行われたかという点に触れさせていたいただきたいと思っております。

それで、冒頭申し上げましたとおり、これまで当面支給される年金額の改善に重点が置かれてきたというところは、一昨年の七月に労使公益三者構成でございまして社会保険審議会の厚生年金保険部会でも指摘されております。その結果は、現に支給される年金額が相当の水準に達して、老後の生活保障の支えとなるまでに至ってきている。しかし、これから高齢者の人口がどんどんふえてまいりますし、それから平均的な加入年数も伸びていきますから、給付費の増大というものは大変大きなものになり、それに伴って負担が過重になっていくのではないかと指摘があることも事実だということとその意見書は述べ、あわせて、公的な年金制度が幾つにも縦割りになっていて発展してきております結果、相互の制度間にいろいろな合理的でない差異が生じている。こういうふうな問題を解決いたしまして、二十一世紀に入りましても安定的に運営できるように年金制度に改めていく必要があるということをお指摘いただいたわけでございます。

ほかに、私も、今回は一千人の有識者を選んで、今までないことですが御意見を伺うというふうなこともいたしました。それから、各方面からの御提言も参考にしながら、揺るぎない公的な年金制度を確立するために、一つは基礎年金、国民年金、支え、国民年金に同じ条件で給付も負担も公平にする共通の年金をつくる、それによって公的な年金制度の体系を再編成するということを改正案に織り込みました。もう一つは、先生おっしゃいました給付の問題

でございますけれども、給付はやはり負担との関連で考えていかなければいけないのではないかと。年金を受ける世代とこれを支える若い世代との間のバランス、あるいは同じ高齢者間あるいは若い人同士の公平というものがなければいかぬという立場からの給付と負担の適正化ということも改正案の中に織り込んだ、こういうことでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○津川委員 御理解をするわけにはまいりません。皆さんが今度、中曽根総理の戦後の総決算の一つとして年金の給付を切って下げてきたことは、これはもう本当に日本の歴史に忘れられることのない大事業なんですよ。年金を守る御本尊のあなたの方の手で年金が今のど首を絞められておる。もう一つ指摘しようか、今度の改正の本質。これは農業者年金の一部を改正する法律案で大臣も局長も我々に説明した。何回か公的年金だと言っている。公的年金は国の補助が必要なんですよ。今度の農業者年金に国の補助のない年金がで

きちゃった。それは、国民年金を掛けている、農業者年金を掛けている、後継者に経営移譲すべき条件がない人には経営移譲年金が、農業者年金が来ない。この人は農業者老齢年金をもらう。掛けているときの補助金はとまっちゃった。給付時の補助金もないのです。ここです、皆さん。公的年金で国が補助しない年金というものを今度の農業者年金の中であたがちが導入してきたのだよ。これが今度の年金改悪の本質の一つなんです。こんなことを考えてみたことありますか。

○渡辺説明員 国庫負担と公的年金との関係についてのお話でございますけれども、今回の厚生年金、国民年金を通する改正の方でございますけれども、これは原則として国庫負担は新しい国民年金、基礎年金の給付費の三分の一に集中をいたしました。その結果、一般のサラリーマンを対象としました厚生年金、いわゆる二階に当たる部分でございます。この部分については従来と違いました。国庫補助がないということになっております。また、外国の例を見ましても、公的年金に必ず一

定の国庫負担があるというものではないのではありませんか。私どもの知る限りでは必ずしもそうならないというふうな承知しております。公的年金であれば必ず国庫負担がなければいかぬということではないのではありませんかというふうに思っております。

○津川委員 国庫補助のない年金をつくったという事実を指摘して、私たち、これを国民とともにまた考えてみたいと思っております。

その次は、人間がふえたとか高齢者になったとか年金財政が大変になったとか、いろいろなことであたがちは老人医療費を有料化したし、健康保険を改悪したし、いろいろな社会制度の根こそぎをやってきたのです。そのときにいつも、財源がないから、該当者がふえたから、いろいろなことを言っておりますが、今も払う年金の額が足りなくなつたからこれを削ると言っているが、それなら軍事費が足りなくなつたか。軍事費はお構いなしに聖域として上げてきたのです。年金は今削っているんだ。

そこで、財政をどうするかという、厚生省、本当に年金を守るためには軍事費も削らうじゃないか、抑えようじゃないか、この議論をあたたかしなければ社会保障は本質でない。この議論は厚生省の中であたがち自身の中から出て議論したことがございますか。どうです。

○渡辺説明員 私ども社会保障を所管いたします厚生省として、国民の生活をいろいろな面で保障していくということは極めて重要なことだと考えております。こういうのもろもろの社会保障制度が将来とも国民の生活を支える安定した制度として維持され続けなければならないというものが私どもの考え方の基本でございます。今お触れになりましたもろもろの制度の見直しも、ただ一つ、将来とも安定して国民の生活の基盤を支えられるようにという考え方がなされたものと私どもは理解をしております。軍事費との関係については、私ここで触れる立場にないので、答弁を控えさせていただきます。

○津川委員 軍事費については言うべき立場でない、あなたたちは国家公務員ですよ。それを言わないで何を言うの。だから問題が押されつ放しなんだ。

そこで、厚生省もこの状態に満足していない。きよの朝日新聞。

六十一年度予算案の概算要求で、厚生省は社会保障関係の予算を「原則としてマイナス要求方針」の例外として扱い、大幅な上積みをするよう大蔵省に要求することを決めた。約七兆円にのぼる医療費や年金の国庫負担は、人口の高齢化や人口増、物価上昇などで、少なくとも六千一七億円の当然増が見込まれるためだ。政府の厳しい歳出抑制策のもとで、厚生省はこれまで支出繰り延べや制度改正などによりやりくりを続けてきたが、それも限界にきたと判断している。

あなたがまさにこのことを、人がふえたとか財政がどうだとか、だから削ると言っている。ところが、あなたたちは、それではいけない、限界に来たから巻き返すと言っているのじゃありませんか。どうです。こういう点で、六十一年度予算で皆さんが、医療、年金の福祉を後退させないで、マイナスシリングでなく、守り、六十年より増加させる、この方針を立てたのですか。立てるべきだと思いますが、いかがでございますか。

○渡辺説明員 医療保険制度にいたしましても年金制度にいたしましても、制度の効率化、合理化、適正化に絶えず努めなければいけない、これは先ほども申し上げたとおりでございます。私どもは懸命の努力を続けているつもりでございますが、なおかつ、その記事にございますように、毎年大きな当然増といえますが自然増があることは事実でございます。そのため、厳しい予算の概算要求の枠についてどうこれに対応していくか、大変苦慮している、これも事実でございますが、来年度につきましても、今御紹介のありましたような、その記事にありますような方針が決定されたという話は、私、省内におりますけれども、今の

段階でまだ承知しておりません。

○津川委員 ひとつ厚生省は、年金、福祉、健康、医療保障、そういうものを後退させないように強く要求して、質問を進めていきます。

そこで、大臣に伺いますが、このことで農民と懇談会をやってみました。農協に行ってみました。農業委員会にも行ってみました。そうしたら、何と言っているかというところ、今度改正しているものを六十五から延ばされるのじゃないか、こういう心配を持っている。もう一つは、掛金が高い、したがって後継者が入っていないのです。二十代、三十代の人が入っていないのです。二十代、三十代は農協の共済に入った方が得だと言っている、こういう形になって、農業者年金の問題がある、これをひとつどうするかという問題。もう一つは、収入がふえないから掛けていけない。こういう形で政治の責任が農民の間から問われ始めているのです。このことを大臣どう考えるか、ひとつ明らかにしたいかと思うのです。

○井上(喜)政府委員 経営移譲年金の支給開始年齢でございすけれども、今回の改正におきましては、これについては現行法のままでございす。

それから、保険料が上がっていくわけでございますし、こういうことは加入者の加入促進という観点から問題が出てくるのではないかと、このことでございますけれども、私どももいたしましては、現在の状況、つまり一般的に農業経営者の高齢化が進行をいたしております、これは一般の社会情勢と同様な現象が出てきているわけでございます。こういうことから、農業者年金を受け取る期間も長くなつてきております。こういう実態をよく説明をいたしますとか、あるいは年金制度といえますのは世代間の相互扶助というような制度の上に成り立つものでございす。こういった趣旨を十分説明をする。あるいは農業者年金にはほかの公的年金にはないような高率の補助が行われている等のメリットがあるわけでございます。

こういった点を十分説明をいたしまして加入の促進をしてまいりたい、このように考えるわけでございます。

いづれにいたしましても、農業者年金制度につきましては、農業経営者の老後の生活と非常にかわり合いの深い制度でございますので、これを長期的に安定していく、そういうことは今後とも必要でございます。そのために、幾つか問題がございすけれども、今後の課題といたしまして、私ども、こういった問題については検討を進めてまいり、このような考えでございます。

○津川委員 大臣、政治の責任があらはれないかと聞いたのに対して、局長はあれやこれやとわけのわからない答弁をされたわけですが、農業者年金は、ここまでするに至っては政治的な責任が十分あるということを、大臣ひとつ肝に銘じて事を進めていただきたいのです。

それで、質問を進めていきますが、今度農業者年金で国の負担を削減してきた。現行法と改正後では国庫負担がどれだけ削減されるのか、ひとつ、五年ごとでもいいし、年度ごとでもいいし、答えていただきます。

○井上(喜)政府委員 今回補助体系が変わりました、経営移譲年金の給付の際に総額で五〇%の補助に変わっていくわけでございますが、この補助体系の変更に伴いまして、ここ当分の間、六十一年から六十五年の期間ぐらいをとってみますと、現行の制度のときに比べて約一割弱の減少にとどまるものと考えております。

○津川委員 一割弱、金額にしては……。

○井上(喜)政府委員 金額にいたしますと、大体、これは平均いたしますと約九十億程度になるかと思ひます。

○津川委員 大分私の試算と違うようでございますが、六十一年―六十五年で、私たちは四百五十億ぐらいは国の負担が減るんじゃないかと見ています。そこでもう一つ、この相当な、九十億にしても四百五十億にしても相当な削減になります、国

民年金審議会の意見書や社会保障制度審議会の答申で、国庫負担を削る、減らすということが出ておりましたか。

○井上(喜)政府委員 前回の答弁を補足いたしますが、九十億円といひますのは、一年間に約九十億円ということでございますので、五年間でありますればその五倍ということに相なるわけでございます。

それから、社会保障制度審議会なり国民年金審議会におきます議論でございますが、年金財政の長期の安定ということにつきましてはいろいろ御意見を賜ったわけでございすけれども、直に、国庫補助につきましても直接の言及はなかった、このように伺っております。

○津川委員 臨調行革では何と言っています。

○井上(喜)政府委員 臨調の第一次答申でございす、その中で「年金、恩給等」という項目がございまして、幾つかの項目がございす、農業者年金が関与しているのはそのうちのひとつでございます。読み上げますと、「厚生年金、国民年金、国家公務員共済、農業者年金、私立学校教職員共済等の公的年金に対する国庫負担について、各制度間のバランスに配慮しつつ、当面、負担率を引き下げる等その削減を図る。」このように言っております。

○津川委員 国民年金審議会などの意見書では直接触れていないのに、臨調が削減するというふうに出て、臨調に対する考え方なんです、皆さんがこれを唯々諾々として受けて、社会保障を守るという気持ちはないのでございすか。もう一回答えていただきます。

○井上(喜)政府委員 臨調の答申につきましては先ほどお答えしたとおりでございますけれども、私どももいたしましては、この農業者年金制度は政策年金である、政策的要素の強い制度である、こういうような観点から、臨調から指摘されました国庫補助の整理合理化につきましては、その扱いに慎重に対応してきたというところでございす。

御指摘の案、おまゝというのには、言いなさい。聞いていたいただきますと、世帯全体の所得に着目して保険料を取る、そういうような仕組みを考えてみたらどうかということではないかと思いますが、それは従来から、そして今回の年金改正法案の際も衆参両院を通じて、この国民年金の保険料を所得比例の保険料にしてはどうか、さらには給付につきましても、いわば二階建ての一階に相当する基礎年金だけではなくて二階部分も設けられるようにしたかどうか、こういう御意見はございまして。特に保険料に関しては衆議院の段階で、

法律の中に国民年金の費用負担、それから所得比例制等との関連を考慮の上、今後総合的に検討するようにという規定が入れられた経緯もござい

私も、現段階で、多種多様な自営業を対象にしております。この制度で的確な所得把握ができるかどうか、あるいは今の負担と給付との関連ですね、個人単位でやっている、このかわり合いをどうしたらいいか、難しい問題がいろいろあつて直ちに踏み切るのは無理だと思ひますけれども、将来の検討課題ということで法律に条文が設けられたことでもございまして、将来に向けて検討はしていきたいと思つております。

○津川委員 ぜひ、この大きな農家の気持ちを実現できるように頑張つていただくことを厚生省に要請して、厚生省はもう結構でございまして。御苦労さまです。終わりましたから。

そこで、次は出稼者の問題でございまして。四月以上農業者年金の期間があれば、あの八月以内を短期被用者年金期間として算入する制度になっております。四月以上、これは少し実情に合わないのじゃないかと思ひます。

ここに青森県の出稼対策室の調査がございまして、六月から七月の出稼している人が五五・八%。この人たちは農業のかねめるときには必ずうちに帰つてきて農業をやっている農業の経営者なんです。八月から九月の人は二二・三%。ここらあたりが何とかならないかというわけでございまして。そこで、八月から九月の人が二二・三%、この人たちに何か空期間としてでも全期間を保障してあげなければならぬのじゃないか。希望者には保険料を払わせて、農業者年金を短期被用者年金みたいにやらせるべきじゃないかなということなんです。

実は、今度の改正を見たときに、私、大臣のところに民主主義があるのかなというふうな、この法改正を民主主義の問題としても問うてみたくなつたのは、農協の役員、この人たちは何年やつても全期間を空期間としてやる、出稼者には制限

をつける、能力のあるその人たちに有利にして、苦しんで出稼している人たちに不利、これは差別民主主義、こんなふうな考えるわけなんです。出稼者に対する私の質問に答えていただき

○井上(喜)政府委員 私の手元にございまして資料で、出稼に出てから帰るまでの期間といたしまして、九月のものしかないわけでありましてけれども、これを見ますと、九月以上の出稼者というの、これは年によって若干の振れがございまして、一〇%から一五、六%くらいの人でございまして。したがって、九月未満といふような状況になつてゐるわけでございまして。

制度的には、今お話がございましたように、短期の出稼期間につきましては、これは八月以下ということになつておりますが、これはいわゆる空期間として算入する措置をとつてゐるわけでございまして。この出稼期間を八月月といたしたの、制度がございまして、いろいろ検討されたところでございまして、やはり任意加入とのバランスを考慮いたしまして決められた、そういう経緯があるようでございまして。つまり、任意加入の場合は年間七百時間以上農作業に専念しているという条件の一つになつてお

りまして、やはりそういう点から考えまして、余り長期にわたります出稼期間につきましては空期間の対象とするのは困難である、このよう

な結論になつたようでございまして。やはり私もいたしましては、農業者年金制度が対象にいたします農業者がいるわけでございまして、それとこのバランスというのは今後も考えていくべき必要がある、このように考えるわけ

でございます。この点につきましては、やはり他の年金受給者に比較しまして過剰な給付が行われるということになり、適当ではないのではないか、このように考へてゐるわけでございまして。

短期の出稼期間につきましては、現行法上、空期間の通算措置が講じられてゐるわけでござい

ますが、この出稼期間中、出稼期間について支給されます厚生年金と合算をいたしますと、出稼に出ないで農業者年金にずっと継続して入つていた者と大体同じ水準の年金が支給されるという点からいいますので、重複可能な必要性はこの点からいいます。

○津川委員 出稼期間の二・三%、一〇%ないし一五%の相違、それはあるでしょう。しかし、出稼の始まつたとき青森県が七万から八万、秋田県が六万から七万、現在秋田県は三万、青森県が依然として六万なんです。したがって、出稼者の一番多い、問題のあるところの数字を基準としてやるのが行政として必要なんじゃないか、これを念のために申し上げておきます。

そこで、農協の組合長は大抵任期二年、これを全部空期間とする、出稼者には四月以上、こういう差別を設けるのはいけません。もう一回出稼者の期間というものを、空期間の問題を考へてみる余地はありませんか。本当になぜ農協の幹部にだけこうやるのか、もう一度お答え願ひ

ます。

○井上(喜)政府委員 今回の改正法で農協の組合長等につきまして、その常勤役員の就任期間につ

きまして空期間として通算する措置をとるわけでございましてけれども、これはいろいろのケースが考へられます。持た回りの組合長就任を要請されますが、あるいはやむを得ず就任をさせられるというケースもあるわけでござい

まして、関係がある、こういうことでございまして、考へようによつては自分の農業のある意味では延長線上にあるというようにも考へら

れますので、今回、農協の組合長等の常勤役員在任期間につきまして空期間として通算する措置をとつたわけでござい

ます。○津川委員 出稼者の問題、また機会を改めてさらに質問を展開するとして、その次は、農業者年金になぜこんな差別を導入するのかという問題です。

林業者、これに農業者年金をつくらない。農林水産省なんです。昔から農林省と言つてゐる。林をなぜ除外したのか。その次には養鶏、養豚の畜産農家を農業者年金から外した。漁業者に漁業者年金をつくらない。国の補助が幾らか事務費にあ

しての経営移譲を促進することを目的にしておりますので、農地でありますとか採草放牧地を持たない養鶏、養豚の専業者はこの制度には入れないということに相なるわけでございますが、しかし実際には、養鶏農家でありまして養豚農家でありまして、農地、採草放牧地を持つてゐるものが通例でございますので、――通例といいますが、そういう場合が多いかと思ひます。したがひまして、通常の場合にはこの農業者年金制度に加入してゐるのではないかとこのように推測するわけでございます。

水産につきましては水産庁の方からお答えをいたします。

○斉藤(達)政府委員 漁業者につきましては農業者年金制度のような制度がでないかという御質問かと思ひますが、実はこれは農業者年金制度が充足いたしましたときに検討の対象として検討をされたわけでございます。しかしながら漁業の場合には、農業の場合と違ひまして、漁業権漁業権あるいは知事許可漁業あるいは自由漁業等種類が多くて、農業者年金のような形で仕組もうとした場合に、農地にかゝるような、農地に相当するような共通の指標がなかなか見出せないわけでございます。

それともう一つは、例えば共同漁業権の場合のように、漁業者が営む権利を他に自由に譲渡することができない、あるいは譲渡してもそれが経営の改善に――譲渡はできないわけでございますけれども、したがひましてリタイアをしまして、ある人が共同漁業権からいなくなつたとしても、他の経営規模の拡大には必ずしもつながらないというやうな難しい問題がございまして、やはりそのような制度を仕組むのは難しいということになつたわけでございます。

ただ同時に、今後の漁業の、特に沿岸漁業の健全な発展を図るという見地から、漁業者の老後の生活の安定、それから福祉の向上を図つて、漁業の担い手、後継者の育成ということを考へていかなければいかぬ。そのために全漁連等漁業者団体

と云ふ協同の上で、全国的規模で自主的に漁業者老齢福祉共済事業というのを開始いたしまして、これに對しまして、先生御指摘のように事務運営、それから普及推進に對する経費につきまして助成を行つてゐるわけでございます。

○津川委員 漁業者の実態は私も多少出て知つておりますけれども、老人になつてしまつて後継者がいない。後継者対策が非常に問題なんです。したがつて、後継者を養成するとなれば経営移譲なんですよ。だから、これは十分検討していただく課題として、きようは漁業者年金のことは提案の初期の一段階としてとどめておいて、これ以上はまた別な機会に改めてやりますが、林業者、畜産農家、局長は林業だけでプロパーの人は少ないから、それから畜産農家、養鶏農家も養豚農家もほかのものをやつていてプロパーの人は少ないからそれをやらないという、これは行政としてはとんでもない逸脱ですよ。一匹の迷える羊のためにそこに行政の光を当てなければならぬということなので、もう一度検討し直すことを要求しながら質問を進めていきます。

給付水準が、単価を二十年で四〇％引き下げるのですから、当然現行法に比べて給付は四〇％下がつて六〇％となります。若い二十歳、三十歳代の人は、経営移譲年金をもらえるまで農業をやつていけるか、そこに自信がないので農業をやつていけるか、つまり厚生年金に入つてゐるなどというところになつて、そういう息子に移譲するとさらに四分の一下げられる。そうすると六割給付の四分の三だから四五％の水準となり、五五％の切り下げになります。現在、厚生年金加入の後継者に経営移譲する人はどのくらい出ておりますか。なかなか面倒だと思ひますが、お答え願ひます。

○井上(喜)政府委員 現在の経営移譲の中では五〇％を占めております。

○津川委員 そんなところでございますが、そこで後継者、二十歳、三十歳代の人は、自分の農業に自信がないのです。したがつて、農業者年金に入らないのです。農業者年金の危機がここに出て

くるわけです。しかし、老後のことは心配してゐるのです。そこで何をやるかという、銀行に掛金を定期でやつたり農協のやつてゐる共済年金に入るのだな。これがかなり進んでおります。この状態を握つてゐるかどうか。私も正確にどのくらいかわからない。握つてゐるならば、握つてゐる現状を報告して、農業者年金で二十代、三十代の人が農協共済などに頼つてゐる人がどのくらいあるか、調べてまた報告していただければと思うのです。

○井上(喜)政府委員 農協の年金共済に入つております件数でございますが、総数では私も十萬件と承知をいたしております。

○津川委員 農協の共済年金に入つてゐる人、調べられますか。

○井上(喜)政府委員 ただいま申し上げましたように、農協の年金共済に加入してゐる件数でございますけれども、それを申し上げたわけでありまして、五十八年度末で十萬件ということになつております。

○津川委員 そこで、四十歳から二十年掛けていく。しかし、農業は先がわからないからなかなかいかなないで、サラリーマンの息子、こういう者に移譲した場合に、農業者年金で幾らになつて、農協年金共済だと幾ら掛けて幾ら手に入るかわかりますか。

○井上(喜)政府委員 個人年金につきましてはいろいろなのがございます。幾つかの条件のもとにその月掛けの掛金でありますとかそれから給付が決まるわけでございますので、私もいいたしまして、これはどういふものがあるか、そしてそれのそういう個人年金がどういふようになるのか、今御指摘になりましたように、二十年から二十年掛けてどの程度のものが給付されるのかというところについては、詳細は把握しておりません。

○津川委員 これも一回試算してほしいと思うのですが、私が農協のパンフレットなんかから試算してみたいのです。そうしたら、サラリーマンの

息子に経営移譲する場合、農業者年金だと、これは二十年かかつてやるから、物価が上がつたりいろいろなことがありまして、掛金が三百七十七千二百円、給付されるものは八十歳まで一千九百八十一万円、それから農協共済に入ると、四十歳から二十年掛けて二百六十八万三千四百四十円、給付されるものは一千六百二十万円、掛けたものに対して給付される割合は大体同じなんです。大体差がないのです。そこで、農業者年金に心配を持った人たちがこの共済に走つていくので、対策を立てるためにはぜひこれをつかむ必要があると思ひますので、ひとつつかんでここにまた報告していただければと願ひをして、これはいいですね、調べてくださいませう。

○井上(喜)政府委員 ひとつ勉強させていただきます。

○津川委員 次に、経営移譲の相手が農業者年金加入者である場合、非加入者の場合、経営移譲年金が四分の一の差がつくのは、どういふ理由でつけたのでございませう。

○井上(喜)政府委員 このたびの改正におきまして、経営移譲年金につきまして、農業者年金に加入資格のある後継者等に移譲いたしました場合とその他の場合を分けて四つの一、の格差をつけるといふことにしたわけでございませうけれども、政策年金でございまして、経営移譲を制度の本旨に基づきまして効果的に誘導するためには年金額にある程度の差をつけることが必要ではないか、つまり政策適合度に應じて差をつけていくということが一つでございます。

それから、この格差のつけ方につきましてはいろいろな意見があるかと思ひますけれども、一挙に大幅な格差をつけていくというのは制度の安定的な運営から見まして必ずしも好ましくないと考えましたこともございまして四分の一にしたわけでございますが、さらに長期的に見ますと、将来の新規加入者の保険料負担というものを軽減する必要があるというやうなことで、そういうことを総合的に勘案して最終的にこのように決定をし

たわけでございます。この過程におきましては、農業者年金制度研究会におきます先生方の御意見あるいはその他の関係団体の御意見等もお聞きしたわけでございます。このような格差をつけるようになったわけでございます。

ただ、格差をつけると申しましても、一挙に実施をしていくことは問題があるということで、五年間をかけた上で四分の一の格差を設定していくことにしております。また格差をつけられますが経営移譲年金につきましても、老後生活の基礎的な生活費が保障されます水準を勘案して差をつけることといたしますので、農業者の老後保障という点から見ては支障がないものと考えている次第でございます。

○津川委員　そこで、これは政策年金だからそういうふうになったというわけですが、同じ保険料を払って四分の一の年金を削られる。厚生年金加入サラリーマンの息子に経営移譲せざるを得ずに経営移譲できなかった、あるいは適当な第三者がないために移譲できなかった。したがって皆さんの政策目的であった構造改善、経営規模拡大に役立たなかった。だからここで農家の人たちは何て言っているか、政府はおれたちにペナルティーをかけてきたのだ、こういう受け取り方が一部出てくる。しかし、この責任は経営移譲したお父さんにあるのではなく、農業者年金そのものの、農政そのものに責任がある。特に山村地帯や過疎地帯では第三者に譲るともなかなか人がない。そこで、農家の後継者が農業に展望の出る状態をつくらなければならぬと思うようにならない。

そこで、経営移譲などという政策年金でなく、農業者年金というそのもの一本にプロパーに仕立てなければ私は農業者年金は減ぶと見ています。年金はそれ自身が本来の目的なので、他の概念は入れてはならない。経営移譲などという政策を入れるから後継者のない農業者年金が出てくる。そこで、経営移譲を条件にしないで、六十歳になったなら条件が満たされている一〇〇%の農業者年

金を支給するように農業者年金の法体系を立てかねなければならぬと思ひますが、いかがでございますか。

○井上(喜)政府委員　現在の法体系におきましては、老後の生活保障というのは公的年金制度によつて行われるということでございます。農業者につきまして特別の年金制度をその上に仕組むとすれば、現在のような経営移譲を中身としたします政策年金でなくてはならないといひますが、そういう年金以外には考えられないのではないかと、このように考えるわけでございます。

当然御承知のことでございますけれども、農業者年金は国民年金の付加年金ということになっておりまして、建前といたしましては基本的に老後は国民年金によつて賄っていくという考え方をとつておりまして、その上で経営移譲をする農家に對しまして一定の年金を給付していく、主としてでございますけれども、そういう経営移譲年金を給付していく、こういうような考え方に立っているわけでございます。先生のような御意見もあらうかと思ひますけれども、現行制度を前提にいたしましてそういう制度に変えていくことは非常に難しい問題があるかと思ひます。

○津川委員　次に事務費のことですが、農業委員会に行つてみました。農協にも行つてみましたが、皆さん一生懸命、若い世代の農業者を農業者年金に加入させるために歩いている。大変なんです。歩くが、しかしガソリン代が、交通費が思うようにならない。それから、やめるという人が相談に来る、そうするとこれにまた対応するのに経費がかかってくる。そういう点で、人をふやさないでくれどもこれも出てこない。

そこで、農業者年金を守つていくために若い人々たちを入れようと思ふれば、この定額化はやめていただいで必要な分だけ出してもらなければならぬ。これが農業者年金を守る上に今非常に大事になってきました。この定額化はやめる、そして必要な分だけ出してやる、こういうふうに改正すべきだと思ひますが、いかがでございますか。

○井上(喜)政府委員　農業委員会に対する交付金は経済局の所管でございますが、私どもの所管でないわけでございますが、年金業務の実施につきましては農業委員会でありまうとあるいは農業協同組合に非常にお世話になつてゐるわけでございます。こういう関係の費用につきましては農業者年金業務委託費といふものを予算に計上いたしまして交付してゐるところでございます。できるだけ所要の金額を確保いたしまして農業者年金の加入促進あるいは年金の支払い等の事務の実施に遺憾のないようにしてまいりたい、このように考える次第でございます。

○津川委員　今度は、農業者年金が農協の通帳に入つてゐます。農協は今非常に農村生活に大事な仕事をしておりますが、當農指導もありまして、いろいろなことがありますが、結局一番大きな仕事は農家の生活を直接握つてゐるということ、資材購入にしましても生活資金にしましても結婚資金にしましても、農協を抜きにしてやれないんです。したがつて、農業者年金が農協の口座の中に入る。ちゃんと通帳が別になつてゐる。だが借金があるときにはこれを言われるとそちらに回さざるを得ないのが農協と農民の実態なわけなんです。

そこで、こういうことでなくて、一度は農業者年金を農業者に渡すように、それを農協の借金にするかどうかは農民の判断になるように。その前に農協で、おまえこれくらいは置いていけと言われると、その後の生活資金が統かないからそうせざるを得ない。これが実態なんです、このことを農協に強く指導していただかなければ、農業者年金はますます落ち込んでいく。この点が一つ。

もう一つ、実際は郵便局にも置けることは農民も知つてゐるけれども、それを郵便局に持つていくと後の生活資金、営農資金が出ないものだから、結局農協にとめておく。この点、かなり自由になるような格好にすべきだと思ひますが、この二点、答えていただきます。

○井上(喜)政府委員　ただいまお話がございましたように、年金の振り込み先は農協が大部分にな

つておりまして、九九・六%ということでございます。農家の生活の中心に農協はなつてゐるということだと思ひます。ただ、制度的に申しますと、銀行でありますとか郵便局その他受給権者が任意に指定する金融機関を通じて支払うということになつておりますので、そのような指定がありますれば、年金基金といたしましてはそういうところに支払いをするわけでございます。

ただ、農協以外にやりました場合にいろいろな不都合が出るというお話でございますが、これについては、地域の問題といたしまして、その受給権者と農協とが十分話をして決着すべき問題ではなからうかというふうに考える次第でございます。

○津川委員　最後に、大臣にお尋ねします。

大臣、今まで申してきてきたように、今度の改正で農業者年金が初めて給付が減らされるという大事件になつてゐるわけです。もう一つには、公的補助を得られない農業者年金の部分も出てきた、こういう状態も出てきました。

もう一つには、政策年金、構造改善政策にのつとて廃止したために、養鶏、養豚農家や林業者が、数は少なくとも除外されてゐる。出稼ぎ農家もかなり排除される。せつかく掛金を掛けても農業者年金に自信がないと言ふ。どうなるかわからないと言ふ。そして掛金が高い。来るものが下げられる。制度の存立の基礎が脅かされると見ております。

そこで、どうしても、農業者年金を守り育ていくためには、やはり農業者に老後が安心して暮らせるように、農業者年金でなくともいいし農業者年金でもいいが、勤労者と同じように政策と条件なしにやつていく、年金を上げる、こういう点でなければならぬと思ひます。そのために、予算編成期にも当たつておりますので、政策の変更と、予算を獲得する、事務費だとかいろいろなこと、全力を挙げて頑張つていただきたいのです。大臣の決意を聞いて質問を終わります。

○佐藤國務大臣　先生にお答えいたします。

今後においては、農業者年金制度を長期的に安定した制度として維持するとともに、政策年金としての役割を高める観点から、給付と負担のあり方、経営移譲年金の支給開始年齢等の制度の基本的枠組みに係る問題等について、部内に設けられております研究会等の場において十分検討いたしたいと思っております。

○津川委員 どうもありがとうございます。

○今井委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となつております本案について、参考人の出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○今井委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、参考人の人選、出頭日時及びその手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○今井委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、明十五日水曜日午前十時三十分理事會、午前十時四十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時四十五分散會

昭和六十年五月二十日印刷

昭和六十年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K